

# 『海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニユアル解説書』(一)

— 人道法国際研究所が召集した国際法学者と海軍専門家のグループによる起草 —

竹 本 正 幸  
安 保 公 人  
岩 本 誠 吾  
真 山 全

は し が き

海上武力紛争に適用される国際法のマニユアル(実務上の手引き)と同マニユアルと一体となった解説書が、人道法国際研究所の主催した七年にわたる国際的研究の成果として、一九九四年に完成をみた。それは、第二次世界大戦後、久しく不明瞭な状況におかれてきた海戦法規を包括的に研究して、現代において適用されるべき諸規則を具体的に明示し、各規則の背景などについて適切なコメントリを加えたものである。それは、また、国際連合(以下、国連)憲章との関係で論じられてきた武力行使に関する国際法の構造的な論点についても、一つの解答を提示している。

国際社会は、第二次世界大戦後も、武力紛争に適用される国際法(戦時国際法、戦争法、武力紛争法または国際人道法)を発展

『海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニユアル解説書』(一)

一七七 (一三三三)

させる努力を払ってきた。その主たる成果は、一九四九年のジュネーヴ四条約とジュネーヴ諸条約に追加される一九七七年の二つの議定書であった。前者は、主として傷者、病者、難船者、捕虜、文民の保護を充実させたのに対して、後者は、非戦闘員および非軍事目標の保護を一層図るとともに、陸上の戦闘行為に関する詳細な規則を示した。しかし、こうした法典化は、主として陸戦法規の分野で進められた。海戦法規については、ジュネーヴ第二条約と第一議定書の一部で、難船者、病院船および衛生船舶の保護を図る規則などが法典化されるにとどまった。海上の戦闘および捕獲等を規律する海戦法規の大部分は、それら条約において見直しの対象とはされなかったのである。

一八世紀から一九世紀の海戦に関する国家実行を基に構築された伝統的な海戦法規は、大部分が慣習国際法である。もっとも一部は条約化されて、一八五六年の「海上法ノ要義ヲ確定スル宣言(パリ宣言)」、一九〇七年の海戦に関するハーグ諸条約となった。また、一九〇九年には「海戦法規に関する宣言(ロンドン宣言)(未発効)」が当時の主要海軍国の間で署名された。しかし、伝統的な海戦法規は、二度の世界大戦を経て海戦の手段・方法が大きく変化したことから、第二次世界大戦後は、従前と全く同じ法的効力を維持しているか否か研究者の間で疑問視されるようになった。また、一九四五年に成立した国連憲章が、原則として国家による自衛権の行使と国連の集団措置を除き、武力に訴えることを違法化したことから、すべての国家が戦争に訴える権利を有していた時代に成立した伝統的な海戦法規の法的効力自体を疑う説もみられた。さらに、「海洋法に関する国際連合条約」などの近年の条約が海戦法規に及ぼす影響も不明確とされてきた。

こうした曖昧な状況にある海戦法規であるが、一部の国の海軍では、実務の必要性から、部隊にマニュアルとしてこれを示す努力を払った。例えば、アメリカは、『海戦法規』(一九五五年)<sup>②</sup>と、『海上作戦法規に関する指揮官ハンドブック』(一九八七年)<sup>③</sup>を、旧ソ連は『海上国際法マニュアル(第三部)』(一九六六年)<sup>④</sup>を作成した。これら各国のマニュアルは、それぞれ独自の研究と法解釈に委ねられたもので、国際的な統一性はみられなかった。

こうした中、海戦法規の見直しの必要性を国際的に認識させたのは、一九八二年のフォークランド(マルビーナス)紛争におい

て第二次世界大戦後初めて本格的な海戦が生じたこと、また、一九八〇年から一九八八年までのイラン・イラク戦争で、多くの中立国商船が両交戦国の攻撃にさらされたことであった。

イタリアのサンレモにある人道法国際研究所は、一九八七年に、各国から専門家を招請して、海戦法規の諸問題を検討し、現代化の必要性を確認した。そして同研究所は、以後、個人としての資格で参加した各国の政府、海軍および大学ならびに赤十字国際委員会の専門家からなる「海上武力紛争に適用される国際人道法に関するラウンド・テーブル」<sup>⑤</sup>を組織して研究を推進し、一九九四年に「海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニュアル」<sup>⑥</sup>および同マニュアル「解説書」<sup>⑦</sup>を完成させたのである。

同マニュアルは六つの部から構成される。第一部「総則」では、国連憲章下の武力行使に関する法の基本構造を明確化したことが注目される。すなわち、原則として国家による自衛権の行使と国連の集団措置の場合を除き、武力に訴えることを違法とした国連憲章の当該規定 (*Jus ad bellum*) の下においても、武力紛争が開始されると、敵対行為および犠牲者の保護を規律する国際法 (*Jus in bello*) が効力を發揮する。そして、それは、法上の戦争状態が創設されない場合においても、武力紛争のすべての当事国を拘束し、また、各当事国に対し平等に適用される、とするものである。また、自衛権の行使における必要性と均衡性の意味を明らかにし、同原則と *Jus in bello* との適用関係を示した。さらに、国連が交戦国の一方を違法と決定した場合における中立法の一部の不適用を明らかにし、また国連の集団安全保障措置が行なわれる際の中立国の地位を提示している。

第二部「作戦海域」は、伝統的な作戦海域および中立国水域に関する法と、新しい「海洋法に関する国際連合条約」との整合を図っており、その中でも交戦国と中立国の国際海峡、中立国の排他的経済水域、中立国の群島水域について注目すべき規定がみられる。

第三部「基本的規則と攻撃目標の区分」は、軍事目標の概念を海戦法規に導入するとともに、攻撃の対象とすることができる敵国と中立国の船舶・航空機を具体的に明示している。それは、敵国の情報システムに統合された商船および敵国の軍事活動に効果的に貢献する商船を軍事目標に含めるなど、攻撃目標の範囲を伝統的な法よりも広げているが、他方において両大戦の国家実行よ

り狭い範囲に抑制した、あるべき法の提示となつてゐる。

第四部「海上における戦闘の方法と手段」は、機雷敷設、封鎖、いわゆる戦争区域、欺瞞、背信行為および奇計について規定する。機雷の使用については、一九〇七年の「自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル条約」以降の変化を具体化した新しい基準が示されている。また、海上にいわゆる戦争区域を設定したとしても、非軍事目標に対する無差別攻撃を正当化する権利は付加されないとし、軍事目標概念の徹底化を図つてゐる。

第五部は、「攻撃に至らない措置」として、インターセプション、臨検、搜索、拿捕等について規定する。この第五部では、海上捕獲に関する伝統的な法が今日においても効力があることを確認した上で、中立国の商船に対する臨検・拿捕等に関する規定を設けてゐることが注目される。

第六部は「被保護者、衛生輸送手段および衛生航空機」に関する規定を置く。

以上のような内容を含むサンレモ・マニユアルの規定は、ラウンド・テーブルの試案ではあるものの、主として国家実行に重きを置いた現実的な研究により導かれ、また、各国専門家の多数意見を反映していることから、相応の説得力をもつものといふことができる。ただ、多数決で導かれた規定の一部には必ずしも主要海軍国の見解を反映してゐないところもあり、また、法の漸進的発達を考慮して設けられた規定には、既存の慣習法を重視する一部の国には受け入れ難いと思われるところもある。しかしながら、全体的にみると、不明瞭とされてきた部分を明確化したのみならず、国際社会の進展に適合させるべく海戦法規の再構築を図つた画期的な成果であるといふことができよう。

このサンレモ・マニユアルは、同「解説書」の「序説」で述べられてゐるように、海上武力紛争に関する現代の法の普及と理解を図ることを目的とするとともに、各国海軍が統一性をもつてそれぞれのマニユアルを起草するガイダンスと位置付けられてゐる。さらに、将来、条約化される場合には、その基礎になるものとみなされてゐる。そういう意味から、サンレモ・マニユアルの規則およびコメントリーを記した「解説書」は、今後、関係の研究者と実務者にとって重要な資料になるものと言へ、ここに、これを

訳出し紹介する意義は大きいと思われる。

- (1) International Institute of Humanitarian Law は、人道法国際研究所又は国際人道法学会と訳される。同研究所は、国際人道法の適用、発展および普及の促進を主要な目的として一九七〇年にイタリアにおいて設立された NGO で、ヨーロッパ諸国と赤十字国際委員会などからの拠出金で運営され、国際人道法に関する会議、セミナー、研究、各国軍人に対する教育等を実施する。国際連合経済社会理事会と欧州議会に対する諮問機関としての地位も有する (International Institute of Humanitarian Law, *Humanitarian Dialogue*, no. 1, 1994; International Institute of Humanitarian Law, *Report of Activities 1993*)
- (2) U.S. Department of the Navy, Office of the Chief of Naval Operations, *Law of Naval Warfare*, NWP 10-2, 1955.
- (3) U.S. Department of the Navy, Office of the Chief of Naval Operations, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*, NWP 9, 1987. 邦訳は、竹本正幸、岩本誠吾、浅田正彦、真山全「米国防省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(一)〜(六)」『関西大学法学論集』第四〇巻第三号〜第六号、第四一巻第一号〜第二号(一九九〇年、一九九一年)。
- (4) Ministry of Defence of the U.S.S.R., *Manual of International Maritime Law*, part III, 1966, (English).
- (5) ラウンド・テーブルの構成員は、欧米諸国からの専門家を中心として構成された。その約三分の二は各国の国防省および海軍等に所属する公職者であるが、国の代表としてではなく、個人としての資格で参加し、研究とマニュアルの作成に従事した。一九九四年にイタリアのリヴォルノで開催された最終会期では、ヨーロッパ一か国(ロシア、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、イタリア、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、ベルギー、スイス)、米州五か国(アメリカ、カナダ、ブラジル、アルゼンチン、チリ)およびアジア・オセアニア六か国(日本、中国、イスラエル、イラン、シンガポール、オーストラリア)からの四一名が参加した(安保公人「海戦法規の国際的再構築—一九九四年のサンレモ・マニュアル—」『波濤』第一一七号(平成七年三月) 九一〜九二頁)。
- (6) International Institute of Humanitarian Law, *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea*, Prepared by a Group of International Lawyers and Naval Experts convened by the International Institute of Humanitarian Law, June 1994. サンレモ・マニュアルの概要を紹介したものに、L. Doswald-Beck, "The San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea", *American Journal of International Law*, January 1995, vol. 89, no. 1, pp. 192-208. 安保公人、前掲論文、八八〜一一二頁。

(7) S. Amer, L. Doswald-Beck, J. Doyle, W. Fenrick, C. Greenwood, W. Heinegg, H. Robertson and G. Hegelsom, L. Doswald-Beck, ed., *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea*, Prepared by a Group of International Lawyers and Naval Experts convened by the International Institute of Humanitarian Law, *Explanation*, June 1994.

本邦訳が、このような形で発表できたのは、人道法国際研究所および同事務局長 Genesio 博士の「厚意によるものであり、ここに深甚の謝意を表する。なお、最近 Grotius Publications, Cambridge Univ. Press から単行本（以下、「Cambridge 本」として引用する）として出版され、参加者名簿なども掲載されているが、この邦訳は、原則として Genesio 博士から送付されたテキストに基づいている。両者の主要な違いは、訳注で示した。

### 『海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニュアルの解説書』

——人道法国際研究所が召集した国際法学者と海軍専門家のグループによる起草——（一九九四年六月）

編者 Louise Doswald-Beck

執筆者 Salah El-Din Amer 教授

Louise Doswald-Beck 女史

James H. Doyle, Jr. 海軍中將、米国海軍（退役）

William J. Fenrick 海軍中佐

Christopher Greenwood 氏

Wolff Heintschel von Heinegg 教授

Horace B. Robertson, Jr. 教授、海軍少將、米国海軍（退役）

序説

略語表

第一部 総則

第一節 法の適用範囲

(パラグラフ 1-2)

第二節 武力紛争と自衛に関する法

(パラグラフ 3-6)

第三節 安全保障理事會が行動をとった武力紛争

(パラグラフ 7-9)

第四節 海戦の区域

(パラグラフ 10-12)

第五節 定義

(パラグラフ 13)

第二部 作戦海域

第一節 内水、領海および群島水域

(パラグラフ 14-22)

第二節 國際海峡と群島航路帯通航

(パラグラフ 23-33)

第三節 排他的經濟水域と大陸棚

(パラグラフ 34-35)

第四節 公海と国家管轄を超える海底

(パラグラフ 36-37) (以上、本号)

第三部 基本的規則と攻撃目標の区分

第一節 基本的規則

(パラグラフ 38-45)

第二節 攻撃に際しての予防措置

(パラグラフ 46)

第三節 攻撃を免除される敵国の船舶と航空機

(パラグラフ 47-58)

『海上武力紛争に適用される國際法サンレモ・マニュアル解説書』(一)

- 第四節 その他の敵国の船舶と航空機 (パラグラフ 59 ~ 66)
- 第五節 中立国の商船と民間航空機 (パラグラフ 67 ~ 71)
- 第六節 民間航空機に関する予防措置 (パラグラフ 72 ~ 77)
- 第四部 海上における戦闘の方法と手段
  - 第一節 戦闘の手段 (パラグラフ 78 ~ 92)
  - 第二節 戦闘の方法 (パラグラフ 93 ~ 108)
  - 第三節 欺瞞、奇計および背信行為 (パラグラフ 109 ~ 111)
  - 第五部 攻撃に至らない措置 (インターセプション、臨検、搜索、針路変更および拿捕)
    - 第一節 船舶と航空機の敵性決定 (パラグラフ 112 ~ 117)
    - 第二節 商船の臨検と搜索 (パラグラフ 118 ~ 124)
    - 第三節 民間航空機のインターセプション、臨検および搜索 (パラグラフ 125 ~ 134)
    - 第四節 敵国の商船とその貨物の拿捕 (パラグラフ 135 ~ 140)
    - 第五節 敵国の民間航空機とその貨物の拿捕 (パラグラフ 141 ~ 145)
    - 第六節 中立国の商船とその貨物の拿捕 (パラグラフ 146 ~ 152)
    - 第七節 中立国の民間航空機とその貨物の拿捕 (パラグラフ 153 ~ 158)
  - 第六部 被保護者、衛生輸送手段および衛生航空機
    - 一般規則
    - 第一節 被保護者 (パラグラフ 159 ~ 160)
    - 第二節 衛生輸送手段 (パラグラフ 161 ~ 168)
    - 第一節 衛生輸送手段 (パラグラフ 169 ~ 173)

序 説

背景

サンレモ・マニユアルは、一九八八年から一九九四年にかけて、人道法国際研究所が起草のために召集した一連のラウンド・テーブルに個人資格で参加した法律専門家と海軍専門家のグループによって起草されたものである。人道法国際研究所の發議に基づき、ピサ大学およびニューヨークのシラキュース大学の協力を得て、一九八七年にサンレモで開催された「海上武力紛争に適用される国際人道法に関する予備的ラウンド・テーブル」において、海上武力紛争に適用される法を現代化する必要性があることが話し合われた。その会合で採択された宣言は、次のように述べていた。

「戦闘の新しい技術や方法が登場し、武力紛争法や海洋法において新しい展開が見られ、さらに海上武力紛争の結果として環境に対して重大な被害が及ぶ可能性が増大したことから、「武力紛争に適用される国際法の」諸原則に照らした研究が必要である。」

その後一九八九年にスペイン赤十字社の後援で人道法国際研究所が召集したマドリッドでの会合において初めて、参加者は、これらの諸問題を体系的に研究し、海上武力紛争に適用される現代の法のリステートメントを、漸進的發達のためのいくつかの提案とともに、起草する行動計画を決定した。

マニユアルの發展を促した契機

マドリッドでのラウンド・テーブルでは、相互に関連した多くの理由によってそのような企画に着手する必要があると考えられた。第一に、海上での敵対行為に関する条約規定が断片的であるだけでなく、大部分は一九〇七年にまで遡るものである。そのため、慣習法のその後の發展に照らして、それらの規定が引き続き有効であるのかを評価しなければならない。他の重要な文書、す

なわち、批准されなかつた一九〇九年の「海戦法規に関するロンドン宣言」と国際法学会が一九一三年に採択した「交戦国間の關係を律する海戦法規に関するオックスフォード・マニュアル」は、当時の慣習法を反映していたが、しかし現代の法の信頼できる指針として依拠することはできない。

第二に、戦争の新しい技術や近代的な方法と手段によつて、一九世紀の状況を基盤にした伝統的な法体制の全体が生き続けうるのか否かが、疑問視されるに至つた。海上での敵対行為に関する伝統的な法は、人道的必要と中立国の利害を考慮して、商船の臨検、搜索および拿捕に関する規則や乗客と乗員の保護に関する規則を前の数世紀に用いられた帆船や戦闘手段に適合した仕方で規定していた。この法の現代的リステートメントは、海戦に特有な諸要素、特に捕獲に関連する経済戦の措置や中立国に与える交戦国の海上作戦の影響を考慮しつつ、現代の海戦に国際人道法の諸原則と基本的規則を適用することが必要である。

第三に、陸上武力紛争に適用される法は、一九四九年のジュネーヴ諸条約に追加される一九七七年の第一議定書および第二議定書によつて現代化された。第一追加議定書のいくつかの条項、特に一九四九年のジュネーヴ第二条約において衛生用の船舶および航空機に付与された保護を補完する規定は、海上作戦に影響を与えるけれども、敵対行為の影響から文民を保護する同議定書の第四部は、陸上の文民および民用物に影響を与える海上作戦にしか適用されない。参加者は、陸戦法規における変化が、それでもなお海上武力紛争に適用される原則と規則に関してどこまで国家実行に影響を与えたのかを明らかにすることが必要である、と考えた。

第四に、今世紀の初頭以来、国際法の他の分野、すなわち海洋法、国連憲章、環境法および空法が著しい発展を遂げたことを考えると、海上武力紛争に適用される法がそのような発展によつてどこまで影響を受けているのかを評価することは、不可欠であると思われる。

最後に、これらすべての要因が、海上武力紛争法の現状に多くの不明確さもたらす効果を与えてきており、その結果この問題に関する議論がこのような数多くの論争点に集中する傾向をもつてきたので、最も生産的なアプローチとして、この法の一側面を一

つずつ議論し、先ず合意が得られる分野を特定し、かつその成果をまとめることに集中し、次に意見の分れている問題について可能な共通基盤を見付けるよう努力することに決った。

### マニユアルの目的と性格

マドリッドに召集した者達は、様々な国からの国際法専門家および海軍専門家のグループによってなされたそのような努力の結果が、今日の法の普及と理解に役立ち、ある程度の統一性をもった各国の海軍マニユアルの作成を奨励するよう希望した。

この法の不明確な範囲を考えると、条約草案の形を考えるのは時期尚早であり、むしろ、一九一三年の「オックスフォード・マニユアル」の現代版となるような文書で、それ自体この法のより良き理解と発展を促進するものを作成するのがより適切であると、参加者は決定した。したがって、マニユアルは、決して拘束力ある文書を意味しないが、しかしそのいくつかまたはすべてが後の段階で外交会議のための基礎として役立つことは、もちろん排除されない。

赤十字国際委員会は、国際人道法の発展を下準備するという国際的に認知された任務を有しているので、この計画を積極的に支援した。

### マドリッド行動計画

マドリッドで採択された行動計画は、次のとおりである。

#### 海上武力紛争法、特に海上武力紛争に適用される国際人道法の促進のための行動計画（一九八九年—一九九二年）

##### I、将来の各専門家会合で取り扱われる問題

###### 一、海戦法規における軍事目標

###### (一) 区別原則

###### (二) 海戦法規における商船の法的地位

###### (a) それはいつ軍事目標となるか

『海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニユアル解説書』(一)

(b) 他の事項、たとえば武装の影響

(三) 目標識別 (背信行為の危険性が高くなる場合を含む)

二、海戦における戦闘の方法と手段

(一) 機雷、ミサイル、魚雷その他の兵器システム

(二) 排他的区域に関する国家実行

三、海上武力紛争の種々のカテゴリーの犠牲者の保護

―救助

―文民と捕虜の移送

―病院船の通信

―病院船および救助用舟艇その他保護される舟艇の識別

―その他

四、臨検、搜索および没収―適用可能性の諸条件

五、海戦における作戦海域 (様々な海域)

## II、将来の会合の作業方法、組織および形態

一、各会合は、約五日間にわたり行ない、公平な地理的代表制を考慮して二〇名を越えない専門家から構成される。

二、各会合について望まれる成果は、可能ならばいくつかの提案も添えて、本問題を規律する一般に認められた法の一種の「リステートメント」を起草することである。

三、会合の準備にあたって、一人またはそれ以上の者が、本問題を規律する法についての報告書と、適当な場合には、いくつかの提案を準備する。

四、各会合ならびに報告書の作成の要請については、適切な時期（約一年前）に通告する。

五、列挙された上記会合は、この順で開催されると確定しているわけではない。

注意すべきことは、参加者がこの行動計画の採択に同意したけれども、当時彼らの多くは、そこに含まれている諸困難からみて、この計画が成功するかどうが大変懐疑的であったことである。「行動計画」が比較的限定した形で書かれ、実際に現在マニユアルで取り扱われている主題すべてを含んでいなかったのは、そのためである。これに関連して、作業が、当初考えられていた一九九二年でなく、一九九四年に終了したことに気付かれるであろう。作業の成功が次第に明らかになったので、参加者は自信をもつようになり、この法を余すところなく示すものではないにしても、始めに計画したものよりも広範なマニユアルを起草した。特に、この法の違反や戦争犯罪行為に対する国家責任の全問題を取り扱っていないし、この法の履行と執行の手段も取り扱っていない。参加者は、陸上武力紛争に適用される国際人道法の一般規則および国際法全体がここでも適用されると考えたので、マニユアルの中ではこの主題を取り扱う章を設けないことに決めた。また、マニユアルは非国際武力紛争を明示的には取り扱っていないが、しかしマニユアルのラグラフの説明でわかるように、非国際武力紛争は、明示的には排除されておらず、したがってそのような紛争中に行なわれることのある海上作戦に、このマニユアルに含まれる人道規則を適用することを奨励している。もちろん、このマニユアルの諸規定は、陸上武力紛争および紛争当事国の領土上空における空戦に適用される国際人道法に影響を与えるものではない。

#### 実施過程

「行動計画」は、マニユアルを起草するために予め考えられていた実施過程の一部をすでに具体的に規定していたが、もちろん現実の実施過程はもっと複雑であった。ラウンド・テーブルはすべて人道法国際研究所によって召集され、それが開催された都市の諸機関の支援を受けて開かれた。加えて、実施過程全体にわたって、常に赤十字国際委員会の支援を受けた。

第一回ラウンド・テーブルは、一九八九年一月にドイツのポツダムにおいて、ポツダムにあるルール大学平和維持法人道法研

究所とドイツ赤十字社の支援を受けて開かれた。議題は、「マドリッド行動計画」の第一のもの、すなわち軍事目標と海戦法規における**區別原則**であった。この議題のために選ばれた報告者は、William Farick 海軍中佐（カナダ国防省）であり、彼は、このラウンド・テーブルのために歴史的背景、現行の条約規定および国家実行を対象とした広範な報告書を書き、報告書の終わりの部分でいくつかの提言をしたのである。この報告書が、会合の三カ月前に参加者全員に送付され、そして参加者は本報告書に対するコメントを提出するよう要請された。次に、これらのコメントは、会合前に参加者全員に送付された。会合の期間中、報告者が取り上げた主要事項のそれぞれは、作業部会に割り当てられ、そして各作業部会について部会長が指名された。部会長の任務は、討議を体系化するためにその部会に対して短い紹介説明を行なうことであつた。このために、彼はその作業部会で討議すべき事項に関する報告者の意見と参加者から送られてきた当該事項に関するコメントを分析した。これを基にして、次に彼は、討議を必要とする題目ならびにそのような討議の方法と順序を提案した。参加者が合意のある事項や調整可能な事項を明確にする作業を集中的に行なつた全体討議の後に、部会長は、作業部会の結論の第一次草案を作成する任務を与えられた。ラウンド・テーブルの終り頃に、すべての部会長、報告者および編集者が、そのラウンド・テーブルの全般的結論をまとめるために起草グループの会合を開いた。その起草グループの結論が、最後の会合でラウンド・テーブル全体に付託され、修正を受けた後に合意された。

海上武力紛争を規律する法のほとんどが相互に関連しているので、第一回ラウンド・テーブルの成果は、暫定的なものとならざるを得ないこと、また、それゆえ、他の問題に関する以後の討議に照らして、後の段階で修正する必要があることがポツフムで特に言及された。実際にこのことは、後のラウンド・テーブルにおいてなされたのであつて、これは、ポツフムで非常に有益であると判明したのと同じの手續きにそのまま従つて行なわれた。

第二回ラウンド・テーブルは、一九九〇年一〇月にフランスのツールンにおいて、地中海戦略研究所、ツールン大学およびフランス赤十字社の支援を受けて行なわれた。討議された問題は、**海戦における戦艦の方法と手段**であり、報告者は Gerrit-Jan F. Van Heegsom 氏（オランダ国防省）であつた。

第三回ラウンド・テーブルは、一九九一年九月にノルウェーのベルゲンにおいて、ノルウェー海軍戦術学校とノルウェー赤十字社の支援を受けて行なわれた。二つの問題がこの会合で討議された。第一は**臨検、搜索、針路変更および拿捕**であり、この報告者は、Wolf Heintschel von Heinegg 博士（ポツムのルール大学）であった。第二の問題は、**海戦法規に対する国際連合憲章の影響**であった。これは、マドリッド行動計画に明確には取り上げられていなかったけれども、この題目について広範な討議が生じるのを避け得なかったことを考えると、それを取り上げることは不可欠である、と参加者は決定した。この問題について指名された特別報告者は、Christopher Greenwood 氏（ケンブリッジ大学）であった。

重要な手続的決定は、ベルゲンでのラウンド・テーブルによって行なわれた。すなわち、マニュアルそのものと同時に公表される注解を起草することが絶対必要であるという決定であった。このように決定した理由は、マニュアルの読者にとって、法的根拠およびマニュアルの諸規定の採択の基礎にある理由付けの説明が必要であること、また、この注解（後に「解説書」と称される）が参加者の間で意見が一致しなかった問題に関する規定がどれかを示すべきであるからであった。さらに、注解は、参加者の間で若干の妥協の結果採決された規定と、この法の漸進的発達という性質を有する規定がどれかを指摘することも決定された。報告者たちは、彼らが最初に主要報告書を提出したマニュアルの該当部分について、この注解を起草する責任を負うことに同意した。

第四回ラウンド・テーブルは、一九九二年九月にカナダのオタワにおいて、国防省とカナダ赤十字社の支援を受けて開かれた。討議された問題は、**海戦の作戦海域―様々な海域**であり、報告者は、Horace Robertson 教授（米国海軍少将（退役）、デューク大学）であった。

オタワでのラウンド・テーブルの会合の後で、一連の「調整会合」の第一回会合を開催するために、報告者達は編集者と会った。この調整グループは、各ラウンド・テーブルの終了時に採択された様々な文書で使われている用語法を調整したり、パラグラフの論理的順序を決めたり、そして報告者達が解説書のために書いた注解を再検討するといった任務を引き受けた。調整グループの第一回会合は、また James Dove 米国海軍中将（退役）の提案を受け入れて、海上作戦中に航空機に適用される法、特に民間航空機

に影響を与える軍事作戦に関する特別報告書を提案とともに作成することを決定した。ベルゲンでのラウンド・テーブルは、商船に適用される規定が、民間航空機に「必要な変更を加えて」適用されるということを、この問題は後の検討および適切な条文化が必要であるとの了解の下で、受諾しただけであった。

第五回ラウンド・テーブルは、一九九三年九月にジュネーヴにおいて、赤十字国際委員会の支援を受けて開かれた。討議された主たる問題は、海上武力紛争の犠牲者の保護であり、報告者は Louise Doswald-Beck 女史(赤十字国際委員会)であった。さらにこの会期において、オタワでのラウンド・テーブルでもっと研究が必要であると決定された二つの問題が討議された。すなわち、環境保護と、マニュアルで「中立」と「非交戦状態」を区別すべきか否かの問題である。環境に関する特別報告書と背景説明の文書は、Salah El-Din Amer 教授(カイロ大学)と Kim Carter 中佐(カナダ国防省)によってそれぞれ準備された。中立と非交戦状態の問題についての特別報告書と背景説明の文書は、Dietrich Schindler 教授(チューリッヒ大学)と Wolff Heintschel von Heinegg 博士がそれぞれ作成した。我々は、Schindler 教授に、解説書の中でこの問題に関するパラグラフ 13・1 の注解を書いていただいたことを、感謝してここに書き留めておかねばならない。

調整グループの第二回会合は、第五回ラウンド・テーブルの後でジュネーヴにおいて行なわれ、そして第三回目の長時間にわたる調整会合は、一九九四年三月にジュネーヴの赤十字国際委員会本部において、民間航空機に関するパラグラフ案を含むマニュアルの調整テキストを仕上げ、「解説書」を完成するために、開かれた。次いで両文書とも、リヴォルノでの最終ラウンド・テーブルの準備のために、参加者全員に送付された。

リヴォルノでのラウンド・テーブルは、一九九四年六月にイタリア海軍大学の支援を受けて開かれたが、まず第一に、以前の会合から括弧に入れられたまま争点となっているパラグラフや文言を挿入するかそれとも削除するかを決定する作業を行なった。テキスト全体を通じて様々な個所にあった括弧入りの語句の一群は、作戦行動区域での中立国の平時における権利および当該区域での環境の保護に関して武力紛争当事国が遵守すべき基準として、「妥当な考慮(due regard)」と「尊重(respect)」のどちらを

選択するかに関連していた。国際人道法条約と海洋法条約におけるこれらの用語の使用法に関する特別報告書が、リヴォルノでの討議を促進するために、Ashley Roach 海軍大佐（米国防務省）によって準備された。

次に、リヴォルノでのラウンド・テーブルは、調整が必要か否かを決定するためにテキスト全体の最終的検討をする前に、調整グループによって提案された航空機に関するパラグラフを是認するか否かを決定する作業を行なった。テキストを承認した後、参加者達は、調整グループが作成した「解説書」を受け入れることを決定したが、しかし、「解説書」は執筆者の責任であるとされたので、「解説書」それ自体を正式に承認することはしなかった。

#### 参加者

「マドリッド行動計画」では、地理的配分を考慮して、約二〇名の専門家グループが作業を行なうことが提案されていた。実際には、約二五名の専門家が個人的に、すべてのまたはほとんどの会合に出席したが、しかし各会合には、約四〇名が出席していた。人数の違いは、いくつかの要素のためである。第一に、何人かの専門家は、特定の事項について専門的意見を述べるためにいくつかの会合に招請された。第二に、関心のあるオブザーバーがいくつかの会合に出席し、そして時には討議に参加した。第三に、いくつかの者は、たとえば上級法務官のような自己の職務のために（もともと、すべての参加者と同様に、彼らも個人資格で参加した）出席したが、個々の参加者は随時交替した。最後に、いくつかの者は、最初の一回か二回の会合だけかまたは最後の一回か二回の会合だけしか出席しなかったが、それにもかかわらず作業への有益な貢献をした。

マニュアルの表題の頁が示しているように、参加者は、国際法専門家と海軍専門家の混成であり、後者は部隊運用に関連する者および部隊運用に関連しない者両方を含んでいた。全体で、約三分の一の参加者は、学者であり、その他の者は個人資格で参加した政府関係者であった。

#### マニュアルの内容を決定するために使われた典拠

現行の諸条約は別にして、現代の慣習国際法の内容を明らかにするために、今世紀中の国家実行、特に第二次世界大戦以降の実

行に非常な力点が置かれた。この実行には、最近起草された各国のマニユアルの内容はもちろんのこと、紛争中の交戦国による実際の行動と中立国の反応も含められた。副次的典拠として国際法学者の著作もいく分参照されたし、適切な場合には、関連する裁判判決にも留意された。

特に、ラウンド・テーブルに参加した海軍実務者が提供する助言と実務的情報も貴重であった。

#### マニユアルの内容における新機軸

サンレモ・マニユアルは、多くの点で一九一三年の「オックスフォード・マニユアル」と異なっているし、一見意外に思われるかもしれない要素をいくつか含んでいる。この点について最も顕著なのは、*jus ad bellum* に関連する第一部の中に二つの節、すなわち自衛の法に関する第二節と国連安全保障理事会が行動をとった場合に適用できる事態に関する第三節を含んでいることである。この問題について徹底的な議論がなされた後に、大多数の参加者の意見は、国連憲章の影響についてのなんらかの指摘が必要であるというものであった。この決断の主たる理由は、正式な戦争状態の期間に適用される伝統的な戦争法が、正式な平和条約が締結されるまで引き続き実施できる中立国に対する広範な権限を交戦国に付与しているという事実を認めたことであった。国連憲章採択後の時代においては、紛争は通常、法的には戦争とみなされないし、武力行使も自衛かまたは国連憲章によつて規定されている場合に限られるので、そのような時代において、それらの伝統的規則が、全部または一部なお有効なままであるかどうかをはつきりさせることが必要であった。マニユアルの第一部で国連憲章の規則に直接言及していることは、正式な戦争状態の不在にもかかわらず多くの伝統的規則が引き続き適用されること、またその法が、いずれの交戦国が侵略の罪を犯しているかにかかわらず、すべての交戦国に平等に適用されることを結論付けるために、ラウンド・テーブルが国連憲章の法的影響を十分に考慮したことを示している。大多数の参加者の意見も、マニユアルに反映されているように、交戦国の権利は自衛に関する法の制約によつて影響を受け、またこのことは、一旦戦争状態が存在すれば、伝統的な法が自動的に認めた海戦の方法すべてを完全に利用するという交戦国の権利に影響を与えるというものであった。このことは、戦時禁制品の捕獲のように中立国船舶に対する経済戦の様々な措置

の実施や、封鎖の設定のように中立国民の経済的利益に影響を与えるその他の措置について特に当てはまる。それらの参加者は、自衛に関する法の要件、すなわち必要性及均衡性には、そのような措置がとられる範囲を制限する効果があり、したがって、戦争の効果に対して抑制的影響があると考えた。さらに、安全保障理事会が憲章第七章の下で決定を行なった場合に、中立国がどういう状況におかれるか、また国連による強制行動を実施する部隊が国際人道法の諸規則を尊重する義務を負うことを示すことが重要であると考えた。

この問題と密接に関連しているのは、紛争当事国でない国家をマニユアルの中でどういふふうと呼ぶかである。ラウンド・テーブルが、一九七七年の第一追加議定書において使用されている「中立国又は紛争当事国でない他の国」ではなく、一九四九年のジュネーブ四条約に使われている「中立国」として、そのような国家に言及することを決めたことが注目されるだろう。参加者達は、「非交戦国」に適用される規則と「中立国」に適用される規則との間に区別をすべきかどうかについて慎重に議論し、そのような区別をマニユアルのためには認めるべきではないと決定した。というのも、「中立国」または「非交戦国」という国家の呼び方は、不可避免的に恣意的であり、それゆえこれが、紛争当事国でない国の船舶に適用される規則とこのような国家の水域の保護に適用される規則について、極端な不明確性を持ち込むことになるからであった。

伝統的な法に比べて、このマニユアルの非常に大切な新要素は、「軍事目標」概念の導入である。伝統的な法においては、発見次第直ちに攻撃できる艦船は、交戦国の軍艦と補助船舶だけであったが、多数の軍事的措置は、敵国の戦争遂行努力を支援する交戦国および中立国双方の船舶に対して行なうことができた。もともと、若干の特別な場合で、一定の条件に従った場合にしか、当該船舶の破壊は認められなかった。今世紀における新しい戦闘手段、特に潜水艦と航空機の出現は、伝統的な法の履行に関する困難とそれらの手段による商船攻撃を生ぜしめた。最近の国家実行と第一追加議定書に見られる軍事目標の概念に基づいて、ラウンド・テーブルは、他の限定された船舶に関連する攻撃に至らない伝統的な措置の可能性を保持しつつ、海上作戦にこの概念を導入し、他方で一定の他の船舶については攻撃に至らない伝統的な措置をとる可能性を残すことを決定した。この措置の目的は、文民

と民有用物に対する保護を規定している陸戦に適用される国際人道法において第二次世界大戦以来獲得された成果を尊重しながら、近代的な戦闘手段と眞の軍事的必要を考慮することである。

もう一つの新機軸は、交戦国が設定しそれが他国による利用に悪影響を与える区域（しばしば「排他的区域」と呼ばれる）に適用される規則についてのパラグラフを挿入したことである。そのような区域に適用される規則をマニュアルに挿入すべきか否かについて参加者の間で若干論争があった。というのも、そのような規則を入れると、排他的区域が明確に合法的であると信念を助長する恐れがあったからである。しかしながら、大多数の参加者は、そのような区域がこれまで設定されてきたし、おそらく今後もし引き続き使われるであろうから、この点に関して実際的になることがより有益であると考えた。それゆえ、彼らは、区域設定の濫用ならびに当該区域内での国際人道法に違反する行動を防止するために、一定の基準と制限を明記するのが賢明であると考えた。重要な主たる新機軸は、最近の二、三十年間にわたって確立してきた一定の海域に適用される新しい平時の法制度を考慮して、軍事作戦がいくつかの海域で実施されることがあることを明確にしたことである。さらにラウンド・テーブルが、環境法における発展（もつとも、これらの条約の多くが武力紛争中に正式に適用される範囲は、不明確であるが）ならびに一般的に環境全般の要請に妥当な考慮を払う必要性を考慮しようと試みたことは、注目すべきである。

最後に、マニュアルの多くの規定は、海上作戦に関与する航空機かまたは海上行動によって影響を受けることのある航空機に係していることが注目されるであろう。平時の民間航空に関する法が正式に武力紛争に適用される範囲について、若干不確実性があり、それゆえ、軍事的考慮（国際人道法の要求するものを含む）を国際民間航空に関する規則と可能な限り実践的に結合させる試みが行なわれた。マニュアルは海上武力紛争に適用される国際法に関係しているけれども、航空機は実際にそのような活動に大規模に関与しているし、またそれゆえ、航空機に言及しない学問的アプローチは、実際のではなく、現実を反映しない、と判断された。もちろん、マニュアルにおける航空機に関する規定は、陸地上空での航空作戦に当てはまるものではない。

一九八七年に開かれたサンレモ会合の完全な報告書が、*Synacuse Journal of International Law and Commerce* (「ミラキエース国際法貿易雑誌」) 第一四巻第四号(一九八八年)に再録されている。

ラウンド・テーブルのために準備された報告書と特別文書ならびに参加者がそれに関して書面で提出したコメントは、Wolf Heintschel von Heinegg 博士編集の *Beckhmer Schriften zur Friedenssicherung und zum Humanitären Völkerrecht* (『平和の保障と国際人道法に関するポッフム文書』) の形で、英語(原文)で出版されている。

#### 言語

マニュアルと「解説書」の進展に関連する作業はすべて、英語で行なわれ、これらの文書の原語も英語である。

Louise Doswald-Beck

#### 略語表

A. C. Appeal Cases (Great Britain)

AJIL American Journal of International Law

Ann. Dig. Annual Digest of Public International Law Cases

第一追加議定書

国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、一九四九年八月二日のジュネーヴ諸条約に追加される一九七七年の追加議定書

BVR Beyond visual range (視程外)

カナダのマニュアル

カナダのマニュアル草案

特定通常兵器条約

過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する一九八〇年の国際連合条約

【海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニュアル解説書】(一)

一九七 (一三三三)

シカゴ条約

一九四四年の国際民間航空条約

環境改変条約

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する一九七六年の条約

EPIL

Encyclopaedia of Public International Law

ジュネーヴ第一条約

戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する一九四九年のジュネーヴ条約(第一条約)

ジュネーヴ第二条約

海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する一九四九年のジュネーヴ条約(第二条約)

ジュネーヴ第三条約

捕虜の待遇に関する一九四九年のジュネーヴ条約(第三条約)

ジュネーヴ第四条約

戦時における文民の保護に関する一九四九年のジュネーヴ条約(第四条約)

ドイツのマニユアル

武力紛争における人道法―マニユアル―(ドイツ三軍マニユアル ZDv 15/2 の英語版)

空戦規則

一九二三年のハーグ空戦規則

ICAO

国際民間航空機関

ICJ

国際司法裁判所

ICRC

赤十字国際委員会

ILR

International Law Reports

IMO

国際海事機関

ITU

国際電気通信連合

L.I.P.C.

Lords Prize Cases

LNTS

国際連盟条約集

海洋法条約

一九八二年の海洋法に関する国際連合条約

LRTWC	国際連合戦争犯罪委員会 (Law Reports of Trials of War Criminals)
NOTAM	航空告示
NWP9	米国海軍の海上作戦法規に関する指揮官ハンドブック
NWP9A	米国海軍の海上作戦法規に関する指揮官ハンドブック注釈増補版、NWP9 (REV. A) / FMFM1-10
OTH	超水平線
RGDIP	Revue générale de droit international public
RIAA	Reports of International Arbitral Awards
UN	国際連合
WVR	Wörterbuch des Völkerrechts

## 第一部 総 則

### 第一節 法の適用範囲

1. 海上武力紛争の当事国は、武力が行使された時点から、国際人道法の原則および規則に拘束される。

注解

1・1 この文書のパラグラフ13に定義されているように、国際人道法は、武力が行使された時点からすべての武力紛争に適用され、したがって、その適用は、「戦争状態」の存在に左右されないし、敵対行為の強度が特定の基準に到達することにも依存しない。この点に関して、ジュネーブ諸条約第二条の赤十字国際委員会による注解は、次のようにこの法の適用のために「武力

紛争」という文言を定義しており、それを参照することができる。

「二国間に紛争が生じ軍隊が介入するに至るようなものは、たとえ交戦国の一方が戦争状態の存在を否認しても、第二条の意味の武力紛争である。紛争がどの程度長期に及ぶかまたはどの程度の殺戮が行なわれるかは問題にならない。」<sup>1)</sup>

いかなるものであれ武力が行使された時点からこの法を適用する目的は、敵対行為に対する制限ならびに非紛争当事国と保護される人や物の保護を定める規則が実際に履行されることを確保し、当事国が武力紛争の存在を否定することによって、これらの規則を回避することができないようにするためである。

したがって、海軍の場合には、二またはそれ以上の国家の海軍の間での衝突は、この定義における武力紛争であると言える。しかしながら、このマニュアルの規定は、国際的な海上武力紛争に適用されることを第一に意図しているけれども、このことは、海上作戦を伴う非国際的武力紛争においてこれらの規則の実施を思いとどまらせないようにするために、故意にパラグラフ1で明確に指摘していないことに留意すべきである。

(1) *ICRC Commentary on Geneva Convention II for the Amelioration of the Condition of Wounded, Sick and Shipwrecked Members of Armed Forces at Sea, 1960 ed. Jean S. Pictet, p. 28.* ジュネーブ諸条約第一条は、戦争状態が当事国の一によつて承認されていない武力紛争に明示的に言及しているにすぎないけれども、それは、いずれの当事国も戦争状態にあるとみなさない武力紛争にも適用されるものと一般に解釈されている。

1・2 この文書のためには、国際人道法は、敵対行為に関する法(時に「ハーグ法」と称される)と武力紛争の犠牲者保護に関する法(いわゆる「ジュネーブ法」)の両方を含む。したがってそれは、慣習国際法ならびに、一九〇七年のハーグ諸条約、一九二五年のジュネーブ議定書、一九四九年のジュネーブ諸条約および一九七七年の追加議定書のような条約に含まれる海上武力紛争に適用される規則を包含している。この文書の規定は、明らかに陸上戦闘に適用される規則を害さず、また、交戦国領土上空の航空戦闘に関する規則にも影響を与えない。

1・3 紛争当事国が、武力が行使された時点から、国際人道法の保護規則を尊重する義務を負うことは明らかであるけれども、同時に中立国の義務に関する伝統的規則がすべて自動的に適用されるかどうかは、あまり明確でない。このことは、特に、中立国商船に対する経済戦についての交戦国の伝統的権利と、中立国の管轄権下にある海域の交戦国による使用についての中立国の義務に関係している。この関連では、それらの適用が正式な戦争状態の存在に依存しないことは言うまでもない。しかしながら、特に第二次世界大戦以来の国家実行は、戦闘が勃発するとすぐにそれらの規則が全体として自動的に適用できるのではないことを示している。たとえば、パラグラフ18と22、93と104、および118と158で考察されている規則は、その規模または期間にかかわらず、いかなる紛争にも自動的に適用されるものと一般には取り扱われていない。しかしながら、一旦中立国の船舶や航空機に対する経済戦の措置が交戦国によって実施されたならば、この文書に示されている規則を尊重しなければならないことは、明らかである。

2. 文民および戦闘員は、この文書または国際協定がその対象としていない場合においても、引き続き、確立した慣習、人道の諸原則および公共良心の要求に由来する国際法原則の保護および支配の下に置かれる。

#### 注解

2・1 この規定は、一九〇七年の陸戦の法規慣例に関するハーグ第四条約の前文および第一追加議定書の第一条二項に見られる有名な「マルテンス条項」の現代版である。ここにそれが規定されたことは、ある事項が本文の個別の規定によって対象とされないという単なる事実が、国際法によって規制されていないことを意味しないし、交戦国が自由な行動を享受することも意味しないということ想起させるのに役立つ。

### 第二節 武力紛争と自衛に関する法

#### 前置きの説明

『海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニュアル解説』(一)

二〇一 (二三三七)

パラグラフ3-5は、一体のものとして成り立っており、全体として読まれるべきである。

3. 国際連合憲章第五一条で認められた個別的または集団的自衛の権利の行使は、憲章に規定され、かつ、一般国際法に由来する条件および制限（特に必要性および均衡性の原則を含む）に従う。

注解

3・1 この文書の他の規定と異なり、このパラグラフは、もっぱら *jus ad bellum* に関連している。それは、一般的な合意を得ている見解、すなわち、何らかの形態の国際連合による授權（第三節で考察する事項）が存在しない場合には、国家が武力行使に訴えるのを正当化する主要な根拠は、自衛権の行使であるという見解に基づいている。この権利は、「固有の」権利と規定している。国連憲章第五一条によって創設されたのではなく、慣習国際法に由来するのであり、憲章によって保存されたのである。パラグラフ3は、自衛権を行使して武力に訴えた国は、次に規定する第五一条の要件に従わなければならないことを明らかにしている。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

3・2 それらの要件の厳密な性質、特に安全保障理事会によるどの程度の行動が「国際の平和及び安全の維持のために必要な措置」を構成し、したがってそれ以後の自衛行動を排除するのに十分なのかという問題についていく分議論があった。しかしながら、参加者の大多数の見解は、海戦法規を取り扱う文書がこれらの問題に関して一つの立場をとる必要はないというものであった。この文書は、先制的自衛の権利があるか否かの論争のある問題についてもある特定の立場をとっていない。それゆえ、憲章規定は、

それらが海上での敵対行為に影響を与える限りにおいてしか、取り扱わない。

3・3 憲章第五一条で明示的に規定された要件に加えて、自衛権の行使は、必要性と均衡性の原則にも服する。これらの原則は、慣習国際法に由来し、憲章採択以前から自衛権の固有の一部となっていた。一九四五年以降それらが引き続き適用されていることは、国際司法裁判所によって、「ニカラグアにおけるならびにニカラグアに対する軍事および準軍事活動に関する事件」<sup>(2)</sup>において再確認されており、その事件において両当事国によっても承認された。これらの原則の効果は、武力攻撃の犠牲国が、攻撃国に対して武力に訴える権利を持つが、それは自国を防衛するために、また攻撃を撃退し、領土を回復し、その将来の安全に対する脅威を排除するといった防衛の目標を達成するために必要な範囲に限られるということである。これらの原則は、被攻撃国が自国に対して使用された程度と種類の武力のみを使用することを求めているのではなく、自衛行動を行なう国家によって用いられる武力が正当な自衛目的の達成に必要なとされるものに釣り合うことを要求しているのである。

(2) ICJ Reports, 1986, p. 3, paragraph 194; 76 ILR 1 at p. 437.

4. 必要性および均衡性の原則は、海上武力紛争に対しても同様に適用され、また、国家 (a state)<sup>(3)</sup> による敵対行為が武力紛争法によって別段禁止されていない限り、自国に対する武力攻撃を反撃し、自国の安全を回復するために必要とされる程度および種類の武力を越えてはならないことを要求する。

(3) 単数形の使用は、この文書を通じて適切な場合には、複数形を含む。

#### 注解

4・1 報告者の見解では、このパラグラフは必然的にパラグラフ3から生れたものである。自衛権が必要性および均衡性の原則によって課せられる制限に服することが一旦受け入れられれば、自衛権を行使して武力に訴える国家は武力紛争法<sup>vis à vis bello</sup>および過度の武力を行使してはならないという原則の双方に従わなければならないことになる、と彼は主張した。その見解は、十分

な支持を得て、この文書のパラグラフ4の中で反映されることになったのである。

4・2 実際、このパラグラフは、次の二つの原則を明らかにしている。

(a) 自衛権を行使して武力に訴える国家は、自衛権が武力によって達成すべきことをその国に許している目標、すなわち、自国に対する攻撃を撃退し、武力攻撃の結果喪失した領域を奪回し、そして、武力攻撃の繰り返しに対し自国の安全を回復するという目標を達成するのに必要な程度と種類の武力を越えてはならない。この原則によると、国家により用いられる武力の程度と種類が武力紛争法と両立する場合（武力が、軍事目標に対してのみ向けられ、禁止されない戦闘の方法と手段のみを用いるので）でさえも、それらの目標を達成するのに必要なものを越えているならば、もはや自衛権の範囲内に入らないので、それはやはり不法であらう。

(b) 逆に、ある行為が必要かつ均衡のとれた自衛措置であるとしても、それが武力紛争法の違反を含む場合は、その行為を正当化できない。

4・3 第二の原則は、疑問なく参加者全員によって受け入れられた。しかしながら、第一の原則には、*ius ad bellum* の規則が武力紛争の勃発までしか適用されないと主張するいく人かの参加者によって異論が唱えられた。一旦国家が武力紛争に従事するようになれば、国家は武力紛争法および中立法にのみ服すると主張された。これは、武力紛争法がそれ自身の必要性と均衡性の原則を含んでいるからであつて、その効果は、米国の『海上作戦法規に関する指揮官ハンドブック』の次の一節に要約されている。

「(1) 武力紛争法が禁止しない限りで、時間、人命および物的資源の最小限の投入による敵国の部分的または全面的屈服に必要な程度および種類の武力のみが行使できる。

(2) 時間、人命および物的資源の最小限の投入による敵国の部分的または全面的屈服という目的に必要な種類または程度の武力の使用は、禁止される。」<sup>1</sup>

(4) U. S. Department of the NAVY, Office of the Chief of Naval Operations, *The Commander's Handbook on the Naval Operations*

4・4 この一節とこの文書のパラグラフ4で述べられている原則は、両者とも、行使された武力の程度と種類が別の状況では武力紛争法と矛盾しない場合でさえ、敵国を打倒するのに必要でない武力の使用を不法とみなしている点で、類似している。異なる点は、『ハンドブック』から引用した一節が、使用される武力の程度と種類が敵国の部分的または全面的屈服に必要とするものを越えてはならないとしか主張していないことである。それは、当該国家が敵国の部分的または全面的屈服を追求する権利を有するか否かの問題にふれていない。というのは、それを *ius ad bellum* の問題として取り扱うからである。しかしながら、この文書のパラグラフ4は、自衛権を行使する国家が、自衛概念の範囲内に入る目標で、しかも上で論じた目標を達成しようとする権利のみを有するという考えに基づいている。それが敵国の部分的または全面的屈服を追求することを含むかどうかは、各事例の状況によるのであって、パラグラフ5の注解で考察する。

4・5 パラグラフ4で述べた原則の適用は、それ以上にもっと議論的になった。意見の不一致は、必要性と均衡性の原則が戦略的意味においてしか適用し得ないのか、それとも戦術レベルでも適用し得るのかという点に集中した。後者のアプローチに賛成する者は、必要性と均衡性の原則の適用が、国際人道法の規則のみならず、必要でかつ当事国の自衛の必要に比例しているか否かに従って行なわれる攻撃目標の選択、戦闘の方法と手段の使用、ならびに中立国船舶に対してとる措置を制限するという意味において、紛争のあらゆる局面において敵対行為に影響を与えることになると考えた。このアプローチに賛成しない参加者は、自衛の行動が一旦始まったならば、必要性と均衡性の原則が、戦術的な行動に影響を与えることはできないし、これらの原則はむしろ自衛の必要をいかに達成するかについての戦略的決定にのみ影響を与えるという意見であった。

4・6 このパラグラフの文言は、その実施が戦術的決定に影響を与えることになるか否かを明らかにしておらず、ともかく、一旦自衛の必要が満たされたならば、すなわち武力攻撃が撃退され、攻撃された側の安全が回復された場合には、以後の敵対行動は必要ではない。したがって、戦争状態が法技術的な意味で依然継続しているという事実、または正式の平和条約もしくは正式の紛

争の終結がないという事實は、関係当事国の安全にとって必要でなければ、それ以後の敵対行為を正当化しないだろう。

5. 国家が敵国に対する軍事行動をいかなる程度まで正当化されるかは、敵国による武力攻撃の強度および規模、ならびにもたらされた脅威の重大性により決まる。

注解

5・1 このパラグラフも議論の多いものであった。参加者の大多数は、当面の攻撃が撃退されたとしても、武力攻撃の規模、武力攻撃がもたらした脅威、および攻撃された国の安全に対する今後の脅威の可能性のために、その攻撃の犠牲国が敵国軍隊の全面的打倒を追求することが、正当な自衛措置となる場合もあると考えた。このような立場をとる参加者の多くにとっては、この結論はパラグラフ4で述べられた原則を受け入れる前提条件であった。それゆえ、彼らは、状況が必要とする場合には、国家は自衛に際して敵国の全面的打倒を追求する権利があるということを前提としてのみ、自衛の法は敵対行為を行なう自由を制限するという考え方を受け入れる用意があった。もともと、彼らは、これが例外的事態であることを容認していた。

5・2 しかしながら、少数の参加者は、国家は現代国際法の下で、敵国の全面的打倒を追求する権利を決して持たないという見解をとった。というのは、一国の防衛は、他国の全面的屈服を決して必要としないということを基礎にして、全面的打倒が自衛の基準に照らして決して正当化し得ないと考えたからである。

6. この文書に規定される規則および他のいかなる国際人道法の規則も、すべての紛争当事国に平等に適用される。これらの規則がすべての紛争当事国へ平等に適用されることは、紛争の勃発についていずれかの当事国が負うことのある国際責任によって影響されない。

注解

6・1 *jus in bello* が武力紛争の両当事国に平等に適用されるという原則は、どちらかの国家が侵略国であるということにかかわらず、今や国際法において十分に確立している。そのことは、第二次世界大戦後の法廷における各種の戦争犯罪裁判で再確認され、また、一九四五年以降に発生した紛争においてほとんどすべての国家によって受け入れられてきた。侵略国と犠牲国との区別なく武力紛争法が紛争の両当事国に適用されるかどうかの問題は、一九七四年から一九七七年まで開かれた外交会議の中で広範囲にわたって議論されたが、ここでは、以下のような一節を第一追加議定書の前文に挿入することによって、平等適用の原則が再確認された。すなわち、

「ジュネーヴ諸条約およびこの議定書が、それらの文書によって保護されているすべての人々に対して、武力紛争の性質もしくは起源または紛争当事国が擁護しもしくは紛争当事国に帰せられる理由に基づき、いかなる不利な差別もしないで、すべての場合において、完全に適用されなければならないことを再確認して」

6・2 この原則は、この文書のパラグラフ6の中で効果を与えられており、パラグラフ6は異議なく採択された。

### 第三節 安全保障理事会が行動をとった武力紛争

7. この文書中の規則またはそれ以外の中立法の規則にもかかわらず、安全保障理事会が、国際連合憲章第七章の権限に従って行動して、武力紛争の一またはそれ以上の当事国が国際法に違反して武力に訴えたことに責任があると認定した場合には、中立国は、

(a) 当該国に人道的援助以外の援助を与えない義務を負い、かつ、

(b) 当該国による平和の破壊または侵略行為の犠牲となった国に援助を与えることができる。

この規定は、中立法の規則にかかわらず、適用されなければならない。<sup>(訳注)</sup>

注解

7・1 このパラグラフが取り扱っているのは、安全保障理事会が、国際連合憲章第七章の下で行動して、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が存在すると第三九条の下で決定し、またはそれ以上の国がその事態に対して責任を負うと認定したが、しかし経済的制裁を課したり、軍事的措置を決定するといった形で行動をとっていない事態である。そのような事態では、理事会によつて採択された決議は、すべての加盟国を拘束するのであつて、加盟国は、憲章第二五条の下で理事会の決定を受け入れ、そして履行する義務を有する。そのような事態におけるこの義務の正確な意味は、完全に明らかではないが、紛争に関与していない加盟国は、中立法に優位する一定の義務に服するよう思われる。すなわち、国家は、国際法に違反して武力を行使したことに對して責任を有すると安全保障理事会によつて認定された一またはそれ以上の国家に援助を与えてはならないし、また、中立法に違反することなく、攻撃の犠牲となつた国および集团的自衛権を行使して被攻撃国に協力している国に對して援助を与えることができると思われる。非加盟国の地位は、もっと複雑であるが、しかし憲章第二条六項に照らして考察しなければならない。

(訳注) この一文は、Cambridge 本にはない。

8. 国際武力紛争の際に、安全保障理事会が憲章第七章の下で経済的措置の適用を含む防止行動または強制行動をとつた場合には、国際連合加盟国は、憲章または安全保障理事会の決定の下の義務と両立しない行為を正当化するために、中立法に依拠できない。

注解

8・1 国際連合憲章第二五条は、次のように規定している。

「国際連合加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従つて受諾し且つ履行することに同意する。」

したがつて、安全保障理事会が憲章第七章に基づくその権限内で行なつた決定は、すべての加盟国に對して法的義務を課す。

8・2 国際連合憲章第一〇三条は、次のように規定している。

「国際連合加盟国のこの憲章に基づく義務と他のいずれかの国際協定に基づく義務とが抵触するときは、この憲章に基づく義務が優

先する。」

パラグラフ8は、第一〇三条に規定された原則を適用したものであり、国際連合加盟国が武力紛争の一方の当事国に対して憲章第四一条に基づいて安全保障理事会が課した強制的な経済制裁を実施しない口実として中立法に依拠することはできないことを明確にしている。言い換えれば、中立法が、中立国が両交戦国を区別しないことを条件として、両交戦国とある種の通商に従事することを中立国に許しているという事実は、国際連合加盟国が経済制裁を課している安全保障理事会の決議の文言に反する通商に従事することを正当化しないであろう。

9. パラグラフ7に従うことを条件として、安全保障理事会が武力を行使するためのまたは特定の加盟国もしくは加盟諸国による武力行使を容認するための決定を下した場合には、この文書に規定する規則および海上紛争に適用される他の国際人道法規則は、<sup>(訳注)</sup>その後引き続き生じる海上武力紛争の当事国すべてに適用される。

注解

9・1 このパラグラフは、今や十分確立された点を単に強調しているにすぎない。すなわち、国際人道法は、海上武力紛争に適用されるものを含めて、国際連合が憲章第四二条の下で武力の行使を決定した場合に、または国際連合の権限によつたとえば安全保障理事会が地域機構もしくは一時的な国家連合軍による強制行動の実施を許可した場合に国際連合旗の下で戦闘する海軍部隊にもまったく同じように適用されるということである。<sup>(5)</sup>

(5) 国際法学会 (Institut de droit international) が一九七一年 (ザグレブ) 及び一九七五年 (ピースバーデン) の会期で採択した決議をも参照。

(訳注) Cambridge 本では、前者が「海上武力紛争」、後者が「そのような紛争」となっている。

#### 第四節 海戦の区域

10. この文書その他に含まれる海上武力紛争法の他の適用規則に従うことを条件として、海軍部隊による敵対行動は、次の区域の水中、水上または上空において行なうことができる。

(a) 交戦国の領海および内水、領土、排他的経済水域および大陸棚、ならびに適用可能な場合には、群島水域の排他的経済水域および大陸棚<sup>(訳注)</sup>

(b) 公海、ならびに

(c) パラグラフ34および35に従うことを条件として、中立国の排他的経済水域および大陸棚

#### 注解

10・1 ラウンド・テーブルのオタワ会期(一九九二年)の報告者が当初記述していたこのパラグラフの草案は、次のようであった。

「海上武力紛争法の他の適用規則に従うことを条件として、海軍による敵対作戦は、公海ならびに交戦国、共同交戦国および敵国の領海、内水、領土、および適用可能な場合には群島水域において行なうことができる。このために、公海は、排他的経済水域ならびに大陸棚の上部水域および上空を含む。」<sup>(6)</sup>

10・2 報告者の記述の第一文は、群島水域への言及を除いて、十分確立された慣習国際法を繰り返したものである。群島水域に関する第一文中の規定は、群島航路帯通航ならびに直近の隣接国の若干の権利および活動の保持という例外のみを除いて、海洋法に関する国際連合条約の下で、群島国家の主権がその領海と同じ意味において群島水域にも及ぶという事実を反映していた。<sup>(7)</sup> さらに、最近公表されたいくつかの国家の海軍作戦マニュアルが、中立国および交戦国の権利に影響を与える規則の適用については、群島水域を領海とまったく同一に取り扱っている事実を反映していた。<sup>(8)</sup>

(9) U. S. Department of the Navy, Office of Chief of Naval Operations, *The Law of Naval Warfare* (NWIP 10-2), para. 430 (Washington : U. S. Govt. Print. Off., 1955) ; C. John Colombos, *The International Law of Sea*, p. 528 (6th ed., New York : David McKay Company Inc., 1967) 参照。

(7) 一九八二年二月一〇日の海洋法に関する国際連合条約〔以下、海洋法条約〕<sup>1)</sup> U. N. Pub. Sales No. E. 83, Vol. 5 (1983), Part IV.

(8) NWIP 9A, *op. cit. supra*, note 4, para. 7. 3. b ; German Federal Ministry of Defence, *Humanitarian Law in Armed Conflicts - Manual* (Bonn : 1992), DSK VV 207320067, para. 1010 [以下、ドイツ・マニュアル]。カナダのマニュアル案は、矛盾する規定を含んでいるが、それらは、マニユアル案がさらに改正される際に明確にされるであろう。Canadian Forces, *Law of Armed Conflict Manual* (Second draft, Ottawa : undated) [以下、カナダ・マニュアル] のパラグラフ 706 と 1509 を比較せよ。

10・3 報告者の記述の第二文は、排他的経済水域に関する海洋法条約の規定を反映していた。ここでは、沿岸国に若干の経済目的のための主権的権利と管轄権を認める一方で、排他的経済水域を沿岸国の主権下におくことを禁止し、そして他国の航行と上空飛行の自由といった権利、ならびにこれらの自由に関連した海洋の国際的に合法的なその他の利用が保持されているのである。<sup>(9)</sup>

(9) 前掲注(7)海洋法条約第五六―第五八条、第八八条―第一一五条。

10・4 ラウンド・テーブルでの討議中に、いく人かの参加者は、報告者が提案した規定は排他的経済水域と公海一般とを適切に区別していないと考えた。交戦国は中立国の排他的経済水域において敵対行動を行なうことが許されていると一人を除くすべての参加者が認めただけども、いく人かの参加者は、排他的経済水域についての規定を独立させるべきであり、そのような行動は当該水域における沿岸国の権利および義務に服するという明確な規定を挿入すべきであるという意見を述べ、これは、現行のパラグラフ 34 および 35 に規定された。したがって、このパラグラフは、三パラグラフに分けられた。一つは、交戦国の主権または他の形態の管轄権に服する陸地と水域に関するもので、第二が公海、第三が中立国の排他的経済水域と大陸棚である。

- 10・5 上に述べたように、一人の参加者は、中立国の排他的経済水域と大陸棚からすべての敵対活動を排除しようとした。
- 10・6 公海に関して、ラウンド・テーブルは、平和的目的のために公海を留保している海洋法条約の第八八条と第三〇一条が公海での海戦を禁止しているといういく人かの国際法学者の解釈を認めない旨を強調することを望んだ。マニユアルの第二部とその注解を参照せよ。

(訳注) Cambridge 本には、この部分がない。

11. 紛争当事国は、次のものを含む海域においては如何なる敵対行動も行なわないことを合意するよう奨励される。

(a) 希少もしくはぜい弱な生態系、または

(b) 枯渇するおそれ、損なわれるおそれもしくは絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地

#### 注解

- 11・1 環境を保護すべき国家の義務を規定した条約規則、国際的な決議および憲法規定の数が増加していることは、少なくとも、海洋環境を保護する必要性とすべての国家が海洋環境を保護し保全すべき義務とが一般に承認されていることを示している。
- 11・2 一九八二年の海洋法条約では、五〇カ条近い条文が、海洋環境の保護に当てられている。旗国は、なお自国船舶に対する法規則その他の規制を定める管轄権を保持しているが、若干の最低限の基準が旗国に課されている。国家が、海洋環境の保護と保全に関する国際的な義務を履行する責任を負うことも規定されている。
- 11・3 海洋法条約の第一九二条によれば、「いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する。」
- 11・4 一九九三年のラウンド・テーブルのジュネーヴ会期中に行なわれた議論の中で、ぜい弱な生態系ならびに枯渇するおそれ、損なわれるおそれまたは絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地に言及する規定を挿入すべきであるとの意見が出された。この問題を本文で記述すべきであるというのが、参加者のコンセンサスであったけれども、そのような微妙な水域において敵対行

動に従事することの法的禁止を創設することについては、コンセンサスが欠けていた。したがって、パラグラフ11は、義務的文言ではなく勧告的文言で書かれた。このような形で、ラウンド・テーブルの承認が得られた。そこで、その問題を取り扱う新しいパラグラフ、すなわち新パラグラフ11についてコンセンサスが生れた。

11・5 この新しいパラグラフは、海洋法条約第一九四条五項を反映したものである。その第五項は、次のように規定している。

「この部の規定によりとる措置には、希少又はぜい弱な生態系及び枯渇するおそれ、損なわれるおそれ又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置を含める。」

11・6 明らかに、パラグラフ11は、海上武力紛争当事国に対して、保護される種がいる海域において敵対行動を行わない義務を課すのではなく、むしろ海戦の作戦舞台としてそのような種のある海域を利用しないことを相互に紛争当事国が合意するよう奨励しているのである。このソフト・ロー的な指針は、海上武力紛争時に、平時の国際環境法の一般規則を反映したものである。これが発生しそうな最も重大な水域は、排他的経済水域かまたは大陸棚においてであろうと認められた。しかしながら、その原則は、一般的な言葉で、かつすべての水域について明記されるべきであるというコンセンサスが次第に生れた。

11・7 このパラグラフで述べられている奨励にかんがみて、交戦国は、当該水域の性質と位置に関する指針として、そのような海域を確定し保護する現行および将来の国際文書を参照することもできるであろう。その例として、一九七二年の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」によって設けられた世界遺産リストに登録されている関連水域も含まれるであろう。

12. 交戦国は、中立国が主権的権利、管轄権その他一般国際法に基づいて権利を享受する水域において作戦を遂行する場合には、当該中立国の正当な権利および義務に妥当な考慮を払わなければならない。

#### 注解

12・1 報告者は、ラウンド・テーブル草案のこのパラグラフに相当するパラグラフを提案しなかった。もつとも、彼は、中立国

の排他的経済水域または大陸棚の上部水域における交戦国の作戦について類似したパラグラフを示唆していた。(これらの規定は、現在パラグラフ34に含められている。)しかしながら、討議中に、多くの参加者は、たとえどこで作戦が起ろうとも、同一水域において相互に関連する権利を有する中立国の権利に不当に干渉しないような方法で、交戦国は作戦を行なう義務があることを草案で強調すべきであるという懸念も表明した。これが発生しそうな最も重大な水域が排他的経済水域または大陸棚であろうと認められていたけれども、中立国の権利が管轄権の主張(たとえば、排他的経済水域、大陸棚)に基づいているかそれとも海洋の一般法に由来する普遍的権利(たとえば、公海)に基づいているかにかかわらず、一般的な言葉でかつすべての水域に対してその原則が明記されるべきであるというコンセンサスが次第に生れてきた。そのような権利は、「深海底」<sup>(10)</sup>における活動に関連する権利をも含んでいた。また、いく人かの参加者から、いくつかの国家が排他的経済水域を公式に主張していないが、排他的漁業水域または類似したものを設定するかもしれないとの指摘があった。パラグラフ12は、このコンセンサスを反映している。

(10) 前掲注(7)海洋法条約第一一部を参照。

12・2 オタワその他の会期での討議においても、交戦国が義務を遂行する際の有効な基準が、中立国の権利に対する「妥当な考慮(Tue regard)」なのかそれとも「尊重(Respect)」なのかについて、かなり議論があった。大多数の者は、「妥当な考慮」という用語に賛成した。というのは、それが一般海洋法においてすでに受け入れられており、海洋において交戦国が敵対活動を行なう権利と中立国が同一水域で正当な活動を行なう権利との間に存在すべきバランスを反映していたからである。少数の者は、より大きな負担が交戦国側に課せられるべきであって、「尊重」の方がより適切にこの意味を表わすと考えた。したがって、この問題についてもっと議論が必要であることを示すために、括弧が使われた。リヴォルノでの最終会期でこの問題に関する特別報告書を受領した後に、さらに議論が行なわれた。「妥当な考慮」基準を支持する二つの理由が、その議論において決定的と思われた。その第一は、特別報告書において明らかにされたように、海洋法全体を通じて使われている「妥当な考慮」という用語の方が、武力紛争法と同様に海洋法にも密接に関連している文書においては一層適切であるということであった。第二は、国際人道法に関する他の

文書において使われている「尊重」という用語が、保護される人と物の物理的完全性を守る絶対的かつ確定的な義務の意味を持っていることであった。それゆえ、諸権利のバランスが関連してくる事態においてそれを使うことは、国際人道法の他の領域でのその用語の意味を害する危険性を生んだ。したがって、「妥当な考慮」基準が、このパラグラフとこの問題が残されたテキストの他の個所で採用された。

12・3 さらに、オタワのラウンド・テーブルで海洋環境に対して「妥当な考慮」を払う交戦国の義務に関して、かなりの議論があった。最終的には、環境については、後の会期のラウンド・テーブルに委ねるべきであると決定された。この議論は、一九九三年のジュネーブ会期のラウンド・テーブルにおいて行なわれ、その議論の結果は、マンニユアルのパラグラフ11、13(c)、34、35および44に反映されている。

12・4 読者は、さらにパラグラフ34-37の注解をも参照すべきである。

## 第五節 定 義

13. この文書の適用上、

(a) 「国際人道法」とは、条約または慣習によって確立された国際規則で、紛争当事国が選択する戦闘の方法および手段を使用する権利を制限し、または、紛争によって影響を受けもしくはは受けることのある非紛争当事国または人および物を保護するものをいう。

(b) 「攻撃」とは、攻勢としてであるか防御としてであるかを問わず、暴力行為をいう。

(c) 「付随的死傷」または「付随的損害」とは、文民その他の被保護者の死亡または傷害、および自然環境もしくはそれ自体軍事目標ではない物に対する損傷または破壊をいう。

(d) 「中立国」とは、非紛争当事国をいう。

(e) 「病院船、沿岸救助用舟艇その他の衛生輸送手段」とは、一九四九年のジュネーヴ第二条約および一九七七年の第一追加議定書の下で保護される船舶をいう。

(f) 「衛生航空機」とは、一九四九年のジュネーヴ諸条約および一九七七年の第一追加議定書の下で保護される航空機をいう。

(g) 「軍艦」とは、一の国の軍隊に属する船舶であつて、当該船舶の特徴および国籍を示す外部標識を掲げ、当該国の政府によつて正式に任命されてその氏名が適当な軍役簿または軍役簿に相当するものに記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう。

(h) 「補助船舶」とは、軍艦以外の船舶で、一の国の軍隊が所有しまたはその排他的監督下に置かれ、かつ、当分の間政府の非商業的業務につかせているものをいう。

(i) 「商船」とは、軍艦、補助船舶、または税関用もしくは警察用船舶のような国の船舶以外の船舶で、商業的または私的業務に従事しているものをいう。

(j) 「軍用航空機」とは、一の国の軍隊の任命された部隊によつて運航される航空機で、当該国の軍事標識を有し、軍隊構成員によつて指揮され、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう。

(k) 「補助航空機」とは、軍用航空機以外の航空機で、一の国の軍隊が所有しまたはその排他的監督下に置かれ、かつ、当分の間政府の非商業的業務につかせているものをいう。

(l) 「民間航空機」とは、軍用航空機、補助航空機または税関用もしくは警察用航空機のようなその他の国の航空機(訳注)以外の航空機であつて、商業的または私的業務に従事しているものをいう。

(m) 「民間旅客機」とは、民間航空機であり、明確に標示され、航空運送業務の航路に沿つた定期および不定期業務において民間旅客の輸送に従事するものをいう。

(訳注) Cambridge 本には、この語がない。

## 注解

13・1 (a) 「国際人道法」は、この文書では、敵対行為を規律し、非紛争当事国を保護し、そして文民と民用物、戦闘外に置かれた人ならびに武力紛争中に特別な保護を受ける権利のある他の物に保護を与える、条約または慣習法を含む国際法規則と定義されている。

13・2 国際法のこの部分は、伝統的に「戦争法」と呼ばれていたが、国際連合憲章の締結以降は「武力紛争法」と称されている。これらの用語はともに、今でも使われている。その同じ法典に対する最も新しい呼称が、「国際人道法」である。この用語は、最初に使われた時には、いわゆる「ジュネーヴ法」、すなわち一九四九年のジュネーヴ四条約に含まれている武力紛争の犠牲者を保護する法に専ら当てはまるものとししばしば言われていた。敵対行為に関する法は、引き続き「戦争法」「武力紛争法」または「ハーグ法」と呼ばれていた。しかしながら、最近では、「国際人道法」の定義の中に敵対行為に関する法および犠牲者の保護に関する法の双方を含める慣行が発達してきた。この例として、安全保障理事会決議八二七に従って設立された「一九九一年以後旧ユーゴスラヴィア領域内で行なわれてきた国際人道法の重大な侵害について責任を有する者の訴追のための国際裁判所規程」がある。この規程は、ジュネーヴ諸条約の中にある規則とハーグ諸条約の中にある敵対行為に関する規則の双方に言及している。<sup>11</sup>

(11) 安全保障理事会文書S/25704, 3 May 1993, 安全保障理事会決議八〇八(一九九三年)第二項に従った事務総長報告書の付属文書。さらに、赤十字国際委員会が敵対行為に関する法を国際人道法の定義の中に入れていふことをあげることができると。"Action by the International Committee of the Red Cross in the event of breaches of international humanitarian law," *International Review of the Red Cross*, March-April 1981 参照。

13・3 したがって、その用語は、特に海上武力紛争に適用される慣習法ならびに一九〇七年のハーグ諸条約における関連規定、一九二五年のジュネーヴ・ガス議定書、一九四九年のジュネーヴ諸条約および一九七七年の追加議定書を含んでいる。

13・4 この文書のためには、この用語は、敵国または中立国の船舶もしくは航空機に対して向けられた経済戦の措置、ならび

【海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニユアル解説書】(一) 二二七 (二二五三)

に規則が海上における行為または捕獲された者の待遇に関連する限りにおいて中立国の権利および義務に関する規定をも含む。しかし、ともかく、この文書に明示的に含まれていない捕獲物の検定に関する規則は含まない。

13・5 (b) 「攻撃」。この定義は、次のように規定する一九七七年の第一追加議定書第四九条一項の影響を受けている。

「『攻撃』とは、攻勢としてであるか防衛としてであるかを問わず、敵に対する暴力行為をいう。」

13・6 その定義の目的は、人道法における「攻撃」への言及が、国際連合憲章第二章第四項にいう武力攻撃の概念と混同されてはならないことを完全に明確にすることである。したがって、攻撃に関する人道法規則は、侵略行為の一部として、自衛行為としてまたは集団安全保障行動の一部として実行されたかどうかにかかわらず、すべての暴力行為に適用される。逆に、その定義は、「攻撃」の概念が戦術的防衛措置とは違って戦術的攻撃概念と関連していないことを明らかにしている。それゆえ、たとえば機雷敷設のような戦術的には防衛的とみなされることがある行為は、人道法の適用上は、「攻撃」である。

13・7 第一追加議定書での「攻撃」の定義とここで採用された定義とが相違している理由は、陸上戦での暴力行為が「敵国」に對してだけ実施されるのに対して、海戦ではこの文書のパラグラフ67と70で指摘しているように、若干の特別の状況では、中立国の船舶や航空機に対する暴力行為を合法的に実施することができることである。

13・8 (c) 「付随的死傷」または「付随的損害」。慣習法上、軍事目標を攻撃する場合でも、直接攻撃できない人と物が、それにもかかわらず、巻き添えによって影響を受けることがあることは、長い間認められてきた。攻撃目標設定時の誤差、使われる手段の精密度の不足のためかまたはそのような巻き添えによる影響が攻撃される目標の周辺では不可避免であるために、このようなことが発生するのである。法は、そのような巻き添えの結果が攻撃される軍事目標の価値に比べて過度でないことを要求している（パラグラフ46 (d) 参照）。「付随的死傷」と「付随的損害」という用語は、人と物の双方にこの規則が適用される事実を強調するために、使われているのである。

13・9 この定義は、第一追加議定書第五一条五項 (b) に類似している。そこでは、文民たる住民に関する節において規定され

ているように、文民と民有用物のみについて述べている。しかしながら、実際にはその規則は、直接攻撃できないすべての人と物に引き起こされる損害または傷害にも及んでいる。それゆえ、この定義は、他の被保護者（たとえば、傷者、病者、難船者、軍事目標でないすべての物および自然環境を含んでいる）。

13・10 自然環境が国際人道法の文書における「付随的損害」の定義に含められたのは、これが初めてである。このことは、付随的損害に関する規則が自然環境にも適用されるように意図的に行なわれたのである。しかしながら、専門家は、攻撃が過度の付随的損害を引き起こしたかどうかを評価する場合に、文民の生命に対して予想される付随的損害は、環境に対する損害よりも一層注意して考慮されるべきであることに同意した。その基準は、それゆえ、同一ではないだろう。しかしながら、それにもかかわらず、指揮官は、一方で当該軍事目標への攻撃の必要性と、他方で生じそうな結果に照らして、環境に対する攻撃の影響を考慮すべきである。

13・11 (d) 「中立国」。この定義は、国際法において伝統的に使われてきた中立の定義に対応している。それが今日の国際法においてもなお適用されるかという疑問が提起されてきた。国際連合憲章で規定された国際関係における武力行使の禁止は、侵略国を差別し、それゆえ中立法から離脱する権利を国家に与えていると主張されてきた。憲章第五一条の下では、国家は、武力攻撃が国際連合加盟国に対して発生した場合に、個別的または集団的な自衛権を有している。国家は、集団的自衛権によって、犠牲国の側に立って戦争に参加しうるだけでなく、武器の供給のようなより軽度な手段によって、攻撃の犠牲国を支援することも可能であると主張されている。

13・12 そのような権利を否定する者もいる。彼らは、安全保障理事会による有権的な侵略国の認定がない場合には、交戦国は差別されることを受け入れる義務はないと主張する。また、国家が、交戦国を差別する場合でも、実際に憲章第五一条を援用したことはなかった、と彼らは主張する。さらに、彼らは、中立法が、*jus in bello*と同様に、誰が侵略国で誰が侵略犠牲国であるかに関係なく、適用されると述べている。しかしながら、双方の見解とも、交戦国が自国を差別する国家に対して軍事力を行使すること

はできないことを認めている。但し、その国家が交戦国に対して武力攻撃を行なったり、または紛争当事国となった場合は別である。

13・13 上述の論争は、このマニユアルに影響を与えない。マニユアルに含まれている中立国に関するすべての規則は、紛争当事国でないすべての国に適用され、若干の中立規則から離脱することが許されると考える国に対してさえも適用される。このことは、攻撃からの中立国商船の保護（パラグラフ67～69）、中立国水域の保護と中立国の通航の自由（パラグラフ14～35、80～92、105～108）、封鎖（パラグラフ93～104）ならびに中立国商船の臨検、搜索、針路変更および拿捕（パラグラフ112～124、146～152）に関する規則について、一般的に合意されている。

13・14 交戦国による中立国水域の使用に関するパラグラフ14～22の規則についていくつかの疑問が表明された。それらの規則によれば、中立国は、交戦国が敵対行動のために中立国の内水、領海および群島水域を利用するのを防止する義務を課されている（パラグラフ15～18）。さらに、それは、中立国に、自国の中立国水域の侵犯を終了させるために必要な措置をとるよう義務付けられている（パラグラフ15と22）。中立国は、交戦国による自国水域の一定の使用を自由に許可したり制限したりする限りは、無差別にそうしなければならない（パラグラフ19～21）。これらの規定は、紛争当事国でないすべての国家に適用されるものとみなさなければならぬ。たとえ、これらの国家が侵略国を差別する権利を有すると仮定したとしてもである。というのは、もし国家が紛争当事国に交戦目的での自国水域の使用を許可するならば、またはそのような使用を黙認したならば、それぞれの水域が作戦海域の一部となるからである。したがって、その水域は、中立国水域としての不可侵性を喪失することになる。被害を受けた交戦国は、これらの水域にある敵国の軍艦その他の軍事目標を攻撃することができる。<sup>(訳注)</sup>

13・15 (e) 「病院船、沿岸救助用舟艇その他の衛生輸送手段」。ジュネーブ第一二条約と第一追加議定書を組み合わせて考えると、この定義には次の種類の船舶が含まれることになる。

(訳注) Cambridge本には、ここに「パラグラフ22を参照せよ。」がある。

(i) 特別にかつもつばら軍人および（または）文民の傷者、病者もしくは難船者に援助を与えることを唯一の目的として紛争当事国によって建造され、または設備された船舶、<sup>12)</sup>

(ii) 各国の赤十字社または赤新月社、公に承認された救済団体または私人により使用される同一の性質を有する船舶。但し、それらが属する紛争当事国が公の使命をそれらに与えていることを条件とする。<sup>13)</sup>

(iii) 中立国、その赤十字社または赤新月社、公に承認された救済団体、中立国の私人、または公平な国際的人道団体により使用される同一の性質を有する船舶。但し、それらが紛争当事国の許可およびあらかじめ自国政府の同意を得て、紛争当事国の一の管理の下にあることを条件とする。<sup>14)</sup>

(12) ジュネーブ第二条約第二二条と第一追加議定書第二二条。

(13) ジュネーブ第二条約第二四条と第一追加議定書第二二条。

(14) ジュネーブ第二条約第二五条と第一追加議定書第二二条。

13・17 沿岸救助用舟艇は、軍人および（または）文民の傷者、病者もしくは難船者を救助するために、国家または公に承認された救助団体によって使用される沿岸を基地とした舟艇である。それらは、ジュネーブ第二条約第二七条および第一追加議定書第二二条によって保護される。

ジュネーブ第二条約第二七条は、「沿岸救助作業」のために使用される「小舟艇」について述べている。しかしながら、当該舟艇は、対象となるために特に小型（すなわち、一定のトン数以下）である必要はない。というのは、使われている用語は、比較的小型になりがちなこれらの救助用舟艇の保護を認可することをむしろ暗示している。同様に、それらの救助作業は、沿岸に限定する必要もなく、船舶に能力があれば、はるか沖合で行なうこともできる。沿岸という用語は、むしろ、舟艇が沿岸を基地としており、艦船の救命艇でもないし、救助作業のために使用される小艦隊に随伴する舟艇でもないことを示している。

13・18 他の衛生輸送手段は、ジュネーブ第二条約または第一追加議定書によって保護される他の種類の船舶である。

衛生輸送手段は、第一追加議定書において、次のように定義されている。

「軍用であるか民用であるか、また、恒久的なものであるか一時的なものであるかを問わず、もっぱら衛生輸送に当てられ、かつ、紛争当事国の権限のある当局の統制の下にあるすべての輸送手段」<sup>(15)</sup>

衛生輸送は、次のように定義される。

「諸条約およびこの議定書によって保護される傷者、病者、難船者、衛生要員、宗教要員、衛生設備または衛生供給品の陸上、水上または航空の輸送」<sup>(16)</sup>

このカテゴリーに該当する船舶は、次のものである。

#### 救命艇

救命艇と病院船の小舟艇<sup>(17)</sup>

#### 衛生設備を輸送するために備船された船舶

これらは、もっぱら軍隊の傷者と病者の治療または疾病の予防のために当てられる設備を輸送するために、特に備船された船舶である。文民たる住民の治療のために当てられた設備も同様に対象とされると考えることができる。というのは、それらは、ジュネーブ第二条約第三八条の文言に含まれていないけれども、第一追加議定書に定義された「衛生輸送手段」の定義に該当するからである。

#### その他の衛生用の船舶と舟艇

これらは、上に引用した第一追加議定書第八条に規定されている「衛生輸送手段」の定義に該当する他のすべての船舶である。このカテゴリーに該当するための重要な条件は、その船舶が、傷者、病者、難船者、衛生要員および（または）宗教要員、衛生設備または衛生供給品の輸送にもっぱら携っていることである。この排他的使用が一時的であるか恒久的であるかどうかは、この定

義のためには重要でない。

(15) 第一追加議定書第八条 (g)。

(16) 第一追加議定書第八条 (f)。

(17) ジュネーブ第二條約第二六条と第一追加議定書第二二条。

(18) ジュネーブ第一條約第三八条。

13・19 慈善心により傷者、病者もしくは難船者を船内に収容し、または死者を船内に収容している中立国船舶は、「病院船」「沿岸救助用舟艇」または「その他の衛生輸送手段」の定義に該当しないが、それにもかかわらず、ジュネーブ第二條約第二二条に基づいて（一時的ではあるが）保護されるので、このマニュアルのパラグラフ 13 (e) の定義に該当する。これらの船舶は、この活動を実施している期間中は、拿捕や攻撃から保護される。もともと、パラグラフ 146 と 67 でそれぞれ示されているように、拿捕や攻撃が認められる活動を行なっているならば、その後の拿捕や攻撃から保護されない。

13・20 (f) 「衛生航空機」。これは、固定翼であれそれ以外のものであれ、第一追加議定書第八条 (g) で示され、上のパラグラフ 13 (e) の注解で引用されている衛生輸送手段の定義に該当する航空機をいう。それゆえ、この定義は、一時的であれ恒久的であれ、傷者、病者、難船者、衛生要員および（または）宗教要員、または衛生設備と衛生供給品の輸送にもつばら当てられている軍用または民用の航空機を包含する。

13・21 (g) 「軍艦」。このサブパラグラフは、国際法上十分確立した軍艦の定義を反映している。一九〇七年のハーグ第七條約<sup>19</sup>、一九五八年の公海条約および一九八二年の海洋法条約<sup>20</sup>はすべて、軍艦がこの定義中の基準を満たすことを要求している。軍艦だけが交戦権を行使できる。若干の国では、沿岸警備隊の船舶は、軍隊に所属し、軍艦とみなされている。軍艦という用語は、水上艦だけでなく、潜水艦も含む。

(19) 第二條、第五條。

『海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニュアル解説書』(一)

一三三 (一三五九)

(20) 第八条二項。

(21) 第二九条。

13・22 (h) 「補助船舶」。多くの国家は、軍艦でも商船でもない、自国軍隊の後方支援に従事する種類の船舶を使用している。

その區別基準は、これらの船舶が一国家の軍隊によって所有されているかまたはその排他的監督下にあり、かつ当分の間軍隊を支援する政府の非商業的業務、たとえば軍隊と軍用貨物の輸送のような業務に使用されていることである。この船舶には、すべて文民が配置されていることもある。これらの船舶を補助船舶と定義するのが、慣行である。補助船舶は、軍艦または商船いずれかの権利、義務および責任を有しない。補助船舶は、その旗をかける権利のある旗国の国籍を有する。

13・23 (i) 「商船」。「商船」という用語は、武力紛争法にとつて満足できる詳細な意味を平時の海洋法の中で有していない。このサブパラグラフは、武力紛争法において長期にわたる実行と一致する方法でその意味を規定しようと試みるものであり、そしてこの文書で扱う船舶の四つの広いカテゴリー、すなわち (一) 病院船、沿岸救助用舟艇その他の衛生輸送手段、(二) 軍艦、(三) 補助船舶および (四) 商船、を正確に區別している。言い換えれば、ある船舶が最初の三つのカテゴリーの一つに該当しなければ、それは商船であると規定することが、ラウンド・テーブルの意図であった。しかしながら、そうする場合には、「商船」という用語から、通常政府の被雇用者が配置されているけれども、その船舶を補助船舶たらしめる任務を有しない政府船舶を除外することが必要であつた。ラウンド・テーブルは、私用のヨットや遊覧船のような私的役務に使われる船舶も、「商船」という用語の中に

含めるべきであるという慣習法規則も受け入れた。商船は、ただ一国の旗の下で航行し、そしてその旗を掲げる権利のある旗国の国籍を有する。<sup>(22)</sup>

(22) 海洋法条約第九一条―第九二条。

13・24 (j) 「軍用航空機」。軍用航空機を定義するこのパラグラフは、(g) の軍艦のための基準と同じものを含む。その基準は、一九二三年のハーグ空戦規則にも反映されている。軍用航空機は、一九四四年の国際民間航空に関するシカゴ条約の下での「国の

航空機」である。<sup>24)</sup> 軍用航空機のみが、交戦権を行使し得る。

(23) 第二条～第三条。一九三三年のハーグ空戦規則案は、法的に拘束力ある形式で採択されなかったけれども、その締結時には、空戦法規を明確にし条文化しようとする権威ある試みとみなされていて、陸戦法規と海戦法規の基礎にある慣習規則および一般原則に大部分が対応していた。*Documents on the Law of War, Roberts and Guelfi (eds), 1982, at p. 121.* の一九三三年のハーグ空戦規則の前置き説明を参照。

(24) 第三条 (b)。

13・25 (k) 「補助航空機」。このサブパラグラフは、(h) での補助船舶の定義に対応する。同じ基準が、補助航空機の場合にも適用される。補助航空機は、「国の航空機」とみなされる。<sup>25)</sup> 国家は、部隊や軍用貨物の輸送のような自国軍隊の後方支援のために補助航空機をしばしば使う。補助航空機は、その国籍を示す外部標識を掲げなければならない。<sup>26)</sup>

(25) 前掲注(23)のハーグ空戦規則第二条 (b)。

(26) 前掲注のハーグ空戦規則第五条。

13・26 (l) 「民間航空機」。民間航空機のこの定義は、(i) の商船の定義を模している。中心となる基準は、商業的または私的業務での使用である。シカゴ条約の下では、民間航空機は、軍、税関または警察の業務に使用される国の航空機以外の航空機である。<sup>27)</sup> 一九三三年のハーグ空戦規則では、民間航空機は私航空機と称され、軍用航空機および補助航空機は公航空機と称されている。<sup>28)</sup> シカゴ条約は、国際航空に従事する民間航空機が、登録された国の国籍を有すると規定している。さらに、民間航空機は一つの国においてしか登録できず、その国の国籍および登録の記号を掲げなければならない。<sup>29)</sup>

(27) 第三条。

(28) 第二条。

(29) 第一七条～第二〇条。

13・27 (m) 「民間旅客機」。民間旅客機は、適切な国籍と登録の記号を掲げる (l) の民間航空機の定義に該当する。<sup>30)</sup> 「民間旅客

の輸送に従事する」という文言は、旅客が実際に旅客機に搭乗していることを意味する。それゆえ、たとえば飛行場に駐機し、旅客のいない民間旅客機は、パラグラフ13 (m) の定義に該当しない。民間旅客機を別のものとして強調するのは、国際航空において民間旅客の輸送に世界的規模で使用されていること、および武力紛争地域では無害な乗客に対して潜在的な危険性があるからである。交戦国と中立国は、民間旅客機が、実際に地球の全域において定期および不定期に、海上の国際航空路で乗客を輸送していることを予想することができる。交戦国と中立国は、また国際民間航空機関の規則および手続きに従って、自国の飛行情報区における正規の航空交通業務を提供することになるであろう。すべての国家は、武力紛争と危険な軍事作戦の区域において民間旅客機とその乗客の安全を保障するために特別な予防措置をとらなければならない。パラグラフ72-77を参照せよ。

(30) シカゴ条約第二〇条。

## 第二部 作戦海域

### 第一節 内水、領海および群島水域

#### 前置きの説明

この部のパラグラフは、マニユアル第一部のパラグラフ10および12とともに、マドリッド行動計画の「海戦での作戦海域」様々な海域」という議題の下でオタワ会期(一九九二年)に作成された。この問題に一会期を割り当てるのが行動計画の中に入れたのは、武力紛争行為のための慣習規則が一九世紀と二〇世紀初頭の期間中に結晶化して以来、管轄権を有する領域または海洋水域に変化が生じていることを認めたからである。この変化は、一九八二年の海洋法に関する国際連合条約<sup>①</sup>に反映されており、その中には領海の幅員を三海里から一二海里にすること、接続水域、排他的経済水域、大陸棚および群島水域と称されるいくつかの

新しい水域を承認したこと、ならびにこれらの水域および国際海峡での特別な通航権を承認したことが含まれる。<sup>32)</sup> 一九八二年の海洋法に関する国際連合条約は、海洋法に関して平時の制度を規定するものとみなされているけれども、沿岸国の主権またはその他の形式での国家管轄権の行使に服すると当該条約が規定する区域は、武力紛争中の交戦国および中立国双方の権利の行使に多大な影響を与える。海洋法の著名な権威が述べているように、

「国際公法を引き続き二つの古典的なカテゴリー——戦時法と平時法——に区別する限り、海洋法条約は疑いもなく後者のカテゴリーに属することになる。

同時に、海洋法条約は、異なる管轄権を有する水域に海洋を区別するための規則を含んでいる。いくつかの戦闘および中立に関する規則は、地理的な区域の地位によって変わる。海洋法において、一方が内水と領海、他方が公海という古典的二分法は、特に海峡、群島水域、排他的経済水域および大陸棚の制度において、新しい微細な区別と様態にその地位を譲った。<sup>33)</sup>」

第二部の目的は、伝統的な理論と原則、特に中立国の管轄下にある交戦国と中立国との関係を取り扱うものを、これらの新しい海洋の区分に適応させることである。

(31) 前掲注(7)。

(32) 前記、第一部～第六部。

(33) Bernard H. Oxman, "The Regime of Warships Under the United Nations Convention on the Law of the Sea," *Virginia Journal of International Law*, Vol. 24, p. 809, at p. 811 (1984).

14. 中立国水域は、中立国の内水、領海および適用可能な場合には、群島水域から構成される。中立国空域は、中立国の水域および陸地の上空から構成される。

注解

14・1 ラウンド・テーブルの結論の他の部分の名称を反映させるために用語法上少し変えてあるが、このパラグラフの第一文は、

【海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニュアル解説書】(一) 二二七 (一三六三)

海域に関する報告者が提案したものと同一である。中立国空域を定義する第二文は、明確にするために最終会期で付け加えられた。もつとも、一般海洋法の下では領海と群島水域はそれらの上部空域も包含するので、<sup>(家注)</sup> 厳密に言えば、これは不必要であつた。<sup>(34)</sup>

(34) 海洋法条約、前掲注(7)、第二条二項と第四九条二項。

(訳注) Cambridge本では「領海および群島水域に対する沿岸国または群島国家の主権はその上部空域にも及ぶ」となっている。

14・2 ラウンド・テーブルにこのパラグラフを提案した際に、報告者は起草に関連する二つの重要な問題があると指摘した。第一は、領海の幅員が沿岸の曲線に沿った基線から測つて三海里であると一般に承認されていた時期に、交戦国と中立国の行動を律する規則が發展してきたことである。一九八二年の海洋法条約に反映されているように、海洋法における変化の結果として、領海の幅員は、しばしば直線基線から測られる一二海里として今や一般的に受け入れられた。第二の問題は、これもまた一九八二年の海洋法条約において認められた群島水域という概念の發展であつた。それによつて、若干の群島国家(たとえば、インドネシア、フィリピン、バハマ)は、群島の最も外側の島の最も外側の点を結ぶ「群島基線」の内側の水域を自己の主権に服するもの、すなわち基本的には領海と同様の地位を有するものと主張するかも知れない。これら二つの發展の結果として、以前は公海であつた海洋および上部空域の広い区域が領海と群島水域に<sup>(家注)</sup>編入されてしまつた。狭い領海が取り扱われていたのと同じ方法で—すなわち戦闘行動が禁止され、中立国の側にその中立を強制する相関的な義務とともに交戦国の活動の基地として—これらの領域が武力紛争法において取り扱われるならば、強力な交戦国は、そのような中立国水域を侵害する誘惑にかられ、弱体な中立国は自己の中立義務を強制することができないかまたは強制する気にならないかもしれない。その結果は、おそらく中立国と交戦国の間の緊張が高まり、中立国水域内で敵対行動が起こりうるであろう。

14・3 しかしながら、報告者は、最近の三つの海軍作戦マニュアル(米国、カナダ、ドイツ)すべてが群島水域と拡大された領海が伝統的規則の下で狭い領海が取り扱われていたのと同じ方法で取り扱われるとの結論を導いているようにみえることも指摘した。しかし、カナダと米国のマニュアルは、いろいろの困難が生ずることを認めていた。<sup>(35)</sup>

(25) See NWP 9, *supra* note 4, para. 7. 3. 6; Canadian Manual, *supra* note 8, para. 706 (6).

(訳注) Cambridge 本では、前者は「公海および国際空域」、後者は「領海、群島水域および領空」となっている。

14・4 ラウンド・テーブルでのこのパラグラフに関する議論は、必然的に次のパラグラフと結びついた。したがって、それ以上のコメントは、次のパラグラフのために取っておく。

15・ 国際海峽および群島航路帯通航権を行使することができる水域からなる中立国水域を含めて、中立国水域内とその上空では、交戦国軍隊による敵対行動は禁止される。中立国は、交戦国軍隊によるその中立違反を防止するために、利用できる手段による監視の実施を含めて、この部の第二節と矛盾しない措置をとらなければならない。

#### 注解

15・1 このパラグラフで述べられている基本原則は、「海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約」(ハーグ第一三條約)<sup>②6</sup>の第一條と第二五條に由来している。第一條は、交戦者が中立国の主権的權利を尊重し、かつ中立違反を構成する行為を差し控えなければならないと規定している。第二五條は、中立国は、その領水の侵害を防止するために、「施シ得ヘキ手段ニヨル」監視を行なわなければならないと規定している。これらの原則は、ラウンド・テーブルに提出した報告者の報告に含まれていた。

(36) 一九〇七年一〇月一八日の海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル(第一三)條約、36 Stat. 2415 (U. S.); 100 British & Foreign State Papers (1906-1907), pp. 448-54 (U. K.), reprinted in *American Journal of International Law*, Vol. 2 (Supp.), p. 202 (以下、「ハーグ第一三條約」として引用)。ハーグ第一三條約は、普遍的な批准を受けなかったし、英國を含めて重要な国家の多くがそれを批准しなかったけれども、その規定のほとんどが慣習法を宣言したものとみなされている。Dietrich Schindler, "Commentary [on Hague Convention XIII]," in N. Ronzitti (ed.), *The Law of Naval Warfare: A Collection of Agreements and Documents with Commentaries* (Dordrecht, Boston: Martinus Nijhoff Publishers, 1988), p. 211, at p. 215, 221. このために、報告者とラウンド・テーブルの双方とも、反対の国家実行がないためにその規定を權威あるものと

して取り扱った。

15・2 このパラグラフの第一文についてのラウンド・テーブルの議論は、いくつかの国(主たる例として、インドネシア)の群島水域の広範な広がりからして、群島国家が中立国である時に、交戦国の敵対行動を排除するために領海と同一方法で群島水域を取り扱うことが合理的かどうか主として集中した。かなりの議論が戦わされ、いく人かの参加者がそのような規定は実際的でなくかつ実施不可能であるとの留保を表明した後に、ラウンド・テーブルは、群島航路帯通航についての後の規定に従うことを条件として、中立国の群島水域は領海と同一視されるべきであると群島水域の法的地位を規定することに意見が一致した。この結論について、参加者達は、三つの最近の海軍作戦マニュアルがこのように類別しているという事実によっていくぶんかは納得させられた。<sup>(37)</sup>

(37) 前掲注(35)を参照。

15・3 本パラグラフの第二文は、論争がなく、異論なく受け入れられた。しかしながら、中立国の措置が交戦国による中立国水域の違法使用を首尾よく防止しまたは終了させえない場合に、交戦国はどのような行動をとることができるのかという問題は、パラグラフ22で議論されていることに注意すべきである。交戦国の軍艦、軍用航空機または陣形を組んだ海上部隊が、通過通航または群島航路帯通航の際に、どのような活動に従事することができるのかという問題は、パラグラフ30で検討されている。

16. パラグラフ15の意味における敵対行動は、特に次のものを含む。

- (a) 中立国の水域または領土の中、上もしくは上空に位置する人または物への攻撃もしくは拿捕
- (b) 中立国水域の水中、水面または上空に位置する交戦国軍隊が攻撃または没収を行なう場合には、中立国水域外に位置する人または物への攻撃もしくは拿捕を含めて、作戦根拠地としての利用
- (c) 機雷の敷設、または

(d) 臨検、搜索、針路変更または拿捕

注解

16・1 このパラグラフの規定は、主としてハーグ第一三条約第二条（敵対行為——臨検、搜索および拿捕）、第四条（捕獲審檢所）および第五条（作戦根拠地）に由来している。ラウンド・テーブルが採択した最終テキストは、次の点で報告者が提案したものと異なつた。

(a) 報告者の提案は、「敵の軍艦または軍用航空機への攻撃または没収」しか言及しなかつた。

(b) 報告者の提案は、単に「作戦根拠地としての利用」を規定していた。

(d) 報告者の提案は、「針路変更」を含んでいなかった。

16・2 自明のことではあるが、このパラグラフの目的は、パラグラフ15の意味において禁止された交戦行動の具体例を示すことである。「特に」という用語の使用により、禁止される行動の列举が例示的であつて、網羅的なものではないことが明らかにされている。

16・3 このパラグラフの規定は論争がなく、ラウンド・テーブルが採択した変更は、報告者の文書を明確化するものとしてほとんど議論なく受け入れられた。(d)の「針路変更」の挿入は、パラグラフ121と125で規定されているように、臨検と搜索のために適切な地域、港または空港に向けて商船と民間航空機の針路を変更させること、ならびにパラグラフ119、125および126に規定されているように、臨検と搜索の代わりに代替の仕向地に商船と民間航空機の針路を変更させることの双方に関係する。代替の仕向地への針路変更についての規定は、特に一九九〇年から一九九一年の湾岸戦争で実施されたように、経済戦に関する法における漸進的発達の成文化としてラウンド・テーブルの前の会期で採択された。パラグラフ119、121、125および126の注解を参照せよ。

16・4 パラグラフ16は、最初報告者によつて条文化され、そしてオタワ会期で暫定的に採択されたものでは、捕獲物の抑留または捕獲審檢所の設置を列举する(e)を含んでいた。この規定は、列举が例示的であるので、ラウンド・テーブルの最終会期で不必

要なものとして削除された。

17. 交戦国軍隊は、避難場所として中立国水域を利用できない。

注解

17・1 ハーグ第一三条約は、パラグラフ17に示したような明確な規定を含んでいないけれども、当該条約の多くの規定は、全体的にみると、交戦国軍隊が避難場所として中立国水域を利用できないことを強く暗示している。これらの中には、港内の停泊の延長（第一四条）、修理の実施の制限（第一七条）、軍需品または艦員の補充のための中立国水域の利用禁止（第一八条）および糧食や燃料の補充制限（第一九条と第二〇条）に関する規定が含まれる。避難場所として中立国水域を利用することを禁止する明確な規定を含めることが、ラウンド・テーブルの決定であった。これは、領海の拡大と群島水域の承認によって極めて広大な区域が中立国水域内に取り囲まれることになったことを考えると、特に重要であった。

18. 交戦国の軍用航空機および補助航空機は、中立国空域に進入することができない。侵入した場合には、中立国は、自国領土内に着陸しよう当該航空機に要求するために利用できる手段をとり、武力紛争継続中は機体と乗員を抑留しなければならない。航空機が着陸命令に従わない場合には、パラグラフ181と183に明記された衛生航空機に関する特別規則に従うことを条件として、それを攻撃することができる。

注解

18・1 一九二三年のハーグ空戦規則では、交戦国の軍用航空機は、中立国の管轄内に進入することが禁じられていた。さらに、中立国はそのような進入を防止し、進入が発生した場合には交戦国の軍用航空機を強制着陸させるためにすべての手段を用いるよう義務づけられていた。さらにまた、中立国は機体、乗員および乗客を抑留する義務を負った。パラグラフ18は、この慣習規則の

内容を反映しており、そして交戦国の軍用航空機が着陸命令に従うことを拒否した場合には、それを攻撃できる旨警告している。その規則は、一の国の軍隊が所有しまたはその排他的監督下に置かれ、かつ、臨時に政府の非商業的業務につかされている補助航空機にも適用される<sup>(39)</sup>。

18・2 中立国の管轄内に進入した交戦国の衛生航空機は攻撃できず、パラグラフ181と183に従って取り扱わなければならない。パラグラフ23と26に従って、中立国の国際海峡と群島水域の上空の通航権を行使している交戦国の軍用航空機は、パラグラフ18の規則から免除される。紛争当事国間の合意によって安導券を付与されていたり、パラグラフ53に従って攻撃を免除される交戦国の軍用航空機と補助航空機が、中立国空域に進入する前に関係中立国の同意も得るのは当然と考えられる。

(38) ハーグ空戦規則、前掲注(23)、第四二条。

(39) これらの航空機は、マニユアルのパラグラフ13(k)で定義されている。

19・パラグラフ29および33に従うことを条件として、中立国は、差別を設けることなく、交戦国の軍艦および補助船舶の中立国水域への進入または通航について条件を付し、制限し、もしくは禁止することができる。

#### 注解

19・1 パラグラフ19は、主としてハーグ第一三条約に由来しているが、しかし最近の海上紛争における国家実行ならびに一九八二年の海洋法条約から生じている新しい海洋区分の影響を考慮している。ハーグ第一三条約第九条は、中立国がその港、停泊地および領海に交戦国が進入するための条件、制限および禁止をすべての交戦国に均等に適用することを要求している。当該条約は、中立国が軍艦によるその領海の通航を禁止できるか否かに関して沈黙しているけれども、両世界大戦での国際実行は、国際海峡に至る領海の一部または国際海峡を構成する一部を除いて、そのように禁止することができることを立証している<sup>(40)</sup>。他方、中立国は、そのような通航を禁止するよう要求されていないし、ハーグ第一三条約の下では、その中立を害することなく「単なる」通航を許

することができる。<sup>(41)</sup> 現行の米国防戦マニユアルは、この立場を採用している。<sup>(42)</sup> 他方、カナダのマニユアル草案は、交戦国の軍艦の通航に対して自国の領海を閉ざす中立国の権利を承認しているように思われない。<sup>(43)</sup> ドイツ・マニユアルの規定は、少なくとも英語版ではいく分不明確である。<sup>(44)</sup>

(40) H. A. Smith, *The Law and Custom of the Sea* (New York : Frederick A. Praeger, 2d ed. 1950 ; Robert W. Tucker, U. S. Naval War College International Law Studies, *The Law of War and Neutrality at Sea* (Washington : U. S. Govt. Print. Off. 1957), p. 232 ; NWIP 10-2 *op. cit. supra* note 6, para. 443a, note 28.

(41) ハーグ第一二三条約第一〇条。

(42) NWP 9A, *op. cit. supra* note 4, para. 7. 3. 4. 1.

(43) カナダ・マニユアル、*op. cit. supra* note 8, para. 1511 (3).

(44) ドイツ・マニユアル、*op. cit. supra* note 8, para. 1126 and 1127. 前者のパラグラフは、領海における軍艦および捕獲物の通航が「中立違反ではない」と述べている(ハーグ第一二三条約第一〇条を引用して)。後者のパラグラフは、中立国が「軍艦が」自国の水域に停泊することを全く禁止することができると述べているが、しかしその文脈は、二四時間以上中立国水域に停泊する軍艦に言及したものであることを示唆している。

19・2 国家実行の矛盾と条約規定の不明瞭さにかんがみて、ラウンド・テーブルは、よりよい実行と考えるもの、すなわち中立国水域の通航を許可するか否かについて中立国の自由裁量を認めるという立場を採用した。さらにパラグラフ 20 (a) を採択することによって、ラウンド・テーブルは、中立国がそのような通航を許可する立場を選択しても、その中立が害されないことを保証した。

19・3 上述(パラグラフ 19・1)したように、ハーグ第一二三条約は、領海の「単なる」通航に言及している。少なくとも平時状況では、「無害」通航という用語を使用するのが、最近の慣例である。通過通航権の<sup>(45)</sup>対象にならない国際海峡の一定のカテゴリに適用される海洋法からの学術用語である「国際海峡において停止できない無害通航」への言及を除いて、ラウンド・テーブルの

草案は、領海または群島水域における通航を「無害」とも「単なる」とも特徴付けていない。「無害」という用語は、不適切なように感じられた。というのは、平時の制度でのその意味は、そのような通航によって沿岸国の利益に有害である行動を差し控えるという点から定義されているからである。<sup>(46)</sup>他方、武力紛争中の通航は、他方の交戦国に有害となる行動に従事しないという意味においても、「無害」となる必要がある。武力紛争中の通航は、沿岸国が選択して適用することができる条件と制限、ならびにこのマニュアルに述べてある武力紛争法に含まれたものに従うので、「通航」という用語の使用は、修飾語がなくても、適当であると考えられた。

(45) 海洋法条約、前掲注(7)、第四五条を参照。

(46) 海洋法条約、前掲注(7)、第十九条を参照。

19・4 ハーグ第一三条約や各国の軍事マニュアルのような以前の文書は、中立国水域における通航に関する補助船舶の地位についてほとんど規定していなかったけれども、海上で海軍部隊を支援するために民間人が配乗された船舶を使用し、また、そのような船舶を海軍部隊と緊密に統合する実行が広がったことにかんがみて、ラウンド・テーブルは、補助船舶がこの点では軍艦と同等視されるべきであると決定した。このテキストにある後のパラグラフも、海上武力紛争法の他の側面に関して同じ立場を採用している。

19・5 パラグラフ19の一部として採用した「従うことを条件として」節によって、国際通航に使用される国際海峡における通過通航、通過通航権に服さない国際海峡における停止できない無害通航、および群島水域における群島航路帯通航は、禁止されないし、一般海洋法（海洋法条約第三部および第四部）が認めていない条件や制限に従わなくてもよいことが明らかにされている。パラグラフ27で指摘されているように、一般国際法に従って採用されたそのような通航に関する国家の法規は、武力紛争時においても引き続き適用される。もっと詳しい説明については、当該パラグラフとその注解を参照せよ。

20. 中立国は、公平の義務ならびにパラグラフ21および23、33に従うことを条件として、かつ中立国が制定することができる規則に基づいて、中立を害することなく、中立国水域内における次の行為を許可することができる。

(a) 交戦国の軍艦、補助船舶および捕獲物による領海、ならびに適用可能な場合には、群島水域における通航。軍艦、補助船舶および捕獲物は、通航中に中立国の水先案内人を使用することができる。

(b) 自国領域の港に到達するのに十分な糧食、水、燃料の交戦国軍艦または補助船舶による補給、および

(c) 航行に耐え得るようにするために中立国が必要と認めた交戦国の軍艦または補助船舶の修理。そのような修理は、その戦闘能力を回復したり、増強することができない。

注解

20・1 ある意味で、このパラグラフは、パラグラフ19のコインの裏側である。パラグラフ19は、中立国にその中立国水域における通航に条件を付けたり、制限したり、または禁止したりする権限を付与している。パラグラフ20は、中立国がその中立的地位を害することなく、軍艦、補助船舶およびそれらの捕獲物による一定のカテゴリーの行動を許可することができる」と述べている。しかしながら、中立国が交戦国すべてを公平に取り扱い、パラグラフ21、23、33に含まれた制限に従う場合にしか、そのような行動を許可することができない。そのうちでパラグラフ21は、中立国水域内の停泊期間を取り扱っており、後のパラグラフ23、33は海上武力紛争期間中の通過通航権、群島航路帯通航権、停止できない無害通航権および無害通航権を取り扱っている。

20・2 パラグラフ20は、主としてハーグ第一三条約第九条（公平義務）、第一〇条（領海における単なる通航によって影響を受けない中立）、第一条（中立国の公許水先人の使用）、第一七条（中立国水域における修理）、および第一九条（中立国水域における糧食と燃料の補給）に由来している。ラウンド・テーブルが採択した本パラグラフは、次の点を除いて、ハーグ第一三条約の規定を踏襲している。

(a) サブパラグラフ(a)、(1)この部にある他の規定を指さない限り、群島水域は領海と同一のものとして取り扱われている。(2)

捕獲物に関する規定は、ハーグ第一三条約に含まれた規定よりも制限的である。ハーグ第一三条約では、たとえば、捕獲物は捕獲審検所の検定があるまで拘留するために港と停泊地に引致することができる。<sup>(47)</sup> ラウンド・テーパールの条文は、領海と群島水域における通航を許可しているだけである。

(b) サブパラグラフ(b)、パラグラフ20は、「補充」(「平時における通常搭載量基準」)に関するハーグ第一三条約第十九条の曖昧な基準を、より客観的で明確的な基準であるとラウンド・テーパールが信じるもの(「自国領土の港に到達するのに十分な」)に置き換えている。それは、また燃料補給のための、むしろ煩わしくて曖昧な基準を糧食および水と同一の基準で置き換えている。

(c) サブパラグラフ(c)、このパラグラフは、ハーグ第一三条約の第一七条と第一八条の文言の意味を変更していない。ラウンド・テーパールは、交戦国が中立国水域で戦闘による破損を修理する権限があるか否かは論争点であることに注目した。<sup>(48)</sup> ラウンド・テーパールの草案は、この点にふれていないが、しかし(c)に反映されているように、修理は、軍艦を航行可能にする上で必要なものに限るべきであつて、いかなる意味においても軍艦の戦闘能力を増強したり回復したりするべきではないというのが、専門家グループの意見であつた。

(47) ハーグ第一三条約、前掲注(36)、第二三条。

(48) H. A. Smith, *op. cit. supra* note 40, p. 154.

20・3 このパラグラフに補助船舶と補助航空機を含めたことの説明については、パラグラフ19・4の注解を参照せよ。

21. 交戦国の軍艦または補助船舶は、破損または海上の状態のために不可避でなければ、二四時間以上補給または修理のために中立国水域における通航期間または当該水域での停泊期間を延長することができない。前記の規則は、国際海峽および群島航路帯通航権が行使される水域では適用されない。

注解

21・1 ハーグ第一三条約の中で議論のある規定の一つは、いわゆる二四時間規則が交戦国の軍艦による港での停泊だけでなく、領海における通航にも適用されるか否かである。この点に関するかなりの議論がなされた後で、ラウンド・テーブルは、よりよい規則と考えるもの、すなわち中立国水域での停泊だけでなく、通航にも二四時間制限を適用する規則を採択することを決定した。しかしながら、パラグラフ21の第二文で述べられているように、この規則は、国際海峡における通過通航、停止できない無害通航および群島水域における群島航路帯通航には適用されない。この立場は、ある海峡（たとえば、マラッカ・シンガポール）は距離が非常に長く、ある群島水域（たとえば、インドネシア）は非常に広範囲であるので、軍艦によるそれらの通航は二四時間以上かかることが十分あり得るといふ事実を認めて採択された。しかしながら、通過通航と群島航路帯通航に二四時間規則を適用することが不可能であることは、パラグラフ30で述べられている一般規則、すなわちそのような通航に従事する軍艦は遅滞なく航行するように求められるとする規則を廃棄するものではない。

(49) 第二次世界大戦中のアルトマルク号事件は、この規則がもたらすジレンマを例証している。

21・2 しかしながら、一般的には群島水域にこの例外は適用されないで、パラグラフ21の実際的影響は、二四時間以上かかる群島水域における通航に従事する軍艦は、無害通航権を行使することが不可能であるが、その代わりに群島航路帯通航権を行使し、当該航路帯内に留らなければならないであろう。

21・3 このパラグラフの適用範囲に補助船舶を含めたことの説明については、パラグラフ19・4の注解を参照せよ。

22. 交戦国がこの文書で定められた中立国水域の制度に違反した場合には、中立国は、その違反を終了させるために必要な措置をとる義務を負う。中立国が、交戦国による中立国水域の侵犯を終了させない場合には、敵対する交戦国は、中立国にその旨を通知し、当該中立国に交戦国による違反を終了させるための合理的な時間を与えなければならない。交戦国による中立国の中立違

反が敵対する交戦国の安全にとって重大且つ直接の脅威を構成し、その違反がまだ終了していない場合には、敵対する交戦国は、実行可能で時宜を得た代替策がなければ、違反によって生じた脅威に対応するのに誠に必要な武力を行使することができる。

#### 注解

22・1 このパラグラフは、ラウンド・テーブルのオタワ会期でおそらく最も異論の多い討議の主題であった。報告者により提案された原案は、次のとおりであった。

「中立国がその中立国水域内の交戦国海軍部隊による敵対行為に関する中立義務を強制する意思がないかまたは不可能な場合には、敵対する交戦国は、自国部隊を保護し、中立国水域の侵犯を終了させるために中立国水域内で必要な武力を行使することができる。」

22・2 報告者の条文は、この問題に関する伝統的な法を反映していた。<sup>(50)</sup>米国のマニュアルもカナダのマニュアルもこの立場を採用している。ドイツのマニュアルの述べるところによれば、中立国は、自国の管轄内で交戦国の船舶が機装または武装することを防止するために「利用できるあらゆる手段を用いる」こと、および「利用できる手段の範囲内で、自国水域内における中立規則の違反を防止する」ことが求められている。<sup>(51)</sup>しかし、その義務に従って行動しない場合の結果に関しては、沈黙している。<sup>(52)</sup>

(50) D. P. O'Connell, *The International Law of the Sea* (Oxford: Clarendon Press, 1982), Vol. 2, p. 1117; H. Lauterpacht, *Oppenheim's International Law* (London: New York, Toronto: Longmans, Green and Co, 7th ed. 1952), vol. 2, p. 695 参照。

(51) NWP-9-A, *op. cit. supra* note 4, para. 7, 4, 3, 2.

(52) カナダのマニュアル, *op. cit. supra* note 8, para. 1504 (2).

(53) ドイツのマニュアル, *op. cit. supra* note 8, paras. 1125 and 1136.

22・3 この問題に関する議論は、大部分は理論的なものであり、自衛における武力行使の問題をめぐって展開された。伝統的な公式化に反対する者がとった立場は、中立国水域において武力による防衛措置をとることが中立国の領土保全に対する武力行使と

等しいのであり、交戦国によってそれが正当化されるのは、当該中立国から武力攻撃を受けるか、またはそのような攻撃の急迫した脅威にさらされている場合だけであるというものであった。伝統的規則を支持する者は、この段階では武力行使は戦争法によって規律されており、自衛の正当化問題は、より前の段階で解決されていると主張した。さらに彼らは、中立国水域でとられた措置は中立国の領土保全に対する武力行使ではなく、敵対する交戦国に対するものであって、差し迫った必要と自衛を含めて、多数の学説に基づいて正当化できると主張した。

22・4 最初のグループがさらに主張したことは、ハーグ第一三条約の下での中立国の義務がその条約の「規定ニ対スル一切ノ違反ヲ防止セムカ為、施シ得ヘキ手段ニヨル監視ヲ行フコト」だけであつたので、中立国がその中立国水域内での不法行為を防止することが不可能な場合に、被害を受けた交戦国の部隊による中立国水域内での直接的な武力行使を認めるように要求するのは、あまりにも厳しすぎる代償であるということであつた。特に、敵対する交戦国による違反が重大かつ直接の脅威となる場合で、中立国がその違反を知らされその脅威を終了させる合理的機会を与えられた後にはじめて、交戦国は武力で対応することを許されるべきであると提案した。数多くの表現が提案され、そしてラウンド・テーブルが採択した最終的な文言は大多数の意見を反映したものであつた。

22・5 いく人かの参加者は、特に中立国がその水域内での不法な行動を防止する「意思がない」が、しかし必ずしも「不可能」ではない場合には、もつと直接的な対応策を許すことをむしろ選びたかつた。二、三の者は、最終的に採択されたパラグラフが、交戦国による中立国水域の不法な使用を終了させる手段を有していない中立国の場合には、まだあまりにも厳しすぎると思つた。

## 第二節 国際海峡と群島航路帯

### 一般規則

23. 交戦国の軍艦および補助船舶ならびに軍用航空機および補助航空機は、一般国際法によって規定される中立国の国際海峡の水

中、水上または上空の通航権、および群島航路帯通航権を行使することができる。

## 注解

23・1 報告者は、次のような規定を提案した。

「交戦国の軍艦および軍用航空機は、中立国の国際海峡における通過通航権および中立国の群島水域における群島航路帯通航権を行使することができる。国際海峡または群島航路帯を構成する中立国水域内にいる間は、交戦国の海軍部隊は敵対行為を行なうことを禁止される。」

ラウンド・テーブルの参加者達は、報告者の公式化に表わされた考え方に不同意ではなかったけれども、多数の者は、この規定に述べられた原則がもつと詳細に規定される必要があると感じた。したがって、ラウンド・テーブルは、報告者の提案に反映された原則を分解し、別々のパラグラフにそれぞれ記述するよう起草グループに命じた。パラグラフ24と30は、起草グループの側によるそのような努力の結果を反映している。

23・2 パラグラフ23の目的は、交戦国の軍艦、補助船舶および軍用航空機が平時に国際海峡と群島航路帯において行使することができる通航権が、海上武力紛争の期間中においても行使可能であることを確認することである。海峡に対するこれらの権利は、公海または排他的経済水域の一部分と公海または排他的経済水域の他の部分を結ぶ国際海峡における通過通航権（海洋法条約第三八条）、および通過通航権によって規律されない海峡における停止できない無害通航権（海洋法条約第四五条）の双方を含む。このパラグラフでは述べられてはいないが含意されているのは、通過通航権の例外として（海洋法条約第三八条一項）の同一国家の本土と島によって形成された海峡の地位が、パラグラフ23によって影響を受けないということである。さらにこのパラグラフでは述べられていないが含意されているのは、現行の多数国間条約によって規律されている国際海峡（たとえば、トルコ海峡）の地位がこの規定によって影響を受けないということである。

23・3 このパラグラフに補助船舶を含めたことの説明については、パラグラフ19・4の注解を参照せよ。補助航空機は、本質的

には、補助船舶が軍艦に対して持つて持っているのと同じ関係を軍用航空機に対して有しているので、ラウンド・テーブルは、このパラグラフのためにはそれらを軍用航空機と同等視すべきであると考えた。

23・4 ラウンド・テーブルは、パラグラフ23を重大な異論もなく採択した。

24. 国際海峡の沿岸国の中立は、交戦国の軍艦、補助船舶または軍用航空機もしくは補助航空機の通過通航によっても、当該海峡における交戦国の軍艦または補助船舶の無害通航によっても害されるものではない。

注解

24・1 ハーグ第一三条約第一〇条は、「交戦国軍艦及其ノ捕獲シタル船舶カ単ニ中立領水ヲ通過スルコトハ、其ノ国ノ中立ヲ侵害スルモノニ非ス」と規定している。パラグラフ24は、同条の原則を採用して、それを海峡における軍艦、補助船舶、軍用航空機および補助航空機の通過通航または無害通航に拡大している。交戦国の軍艦、補助船舶、軍用航空機および補助航空機は当然の権利として通過通航を行使し、軍艦および補助船舶は、停止できない無害通航権を行使すると既に述べられているので（どちらも中立国は拒否することができない―パラグラフ23）、必然的に、中立国の中立はそのような通航によっても害されることはないということにならなければならない。ラウンド・テーブルは、重大な異論もなく、その原則のこの公式化を受け入れた。

24・2 このパラグラフの適用範囲内に補助船舶と補助航空機を含めたことの説明については、パラグラフ19・4と23・3の注解をそれぞれ参照せよ。

25. 群島国家の中立は、交戦国の軍艦、補助船舶、または軍用航空機もしくは補助航空機による群島航路帯通航の行使によっても害されるものではない。

注解

25・1 パラグラフ24の注解が、このパラグラフに必要な変更を加えて適用される。

26. 中立国の軍艦、補助船舶、軍用航空機および補助航空機は、交戦国の国際海峡および群島水域の水中、水上および上空において一般国際法が規定する通航権を行使することができる。中立国は、予防措置として、交戦国に通航権の行使を適当な時期に通知すべきである。

#### 注解

26・1 ラウンド・テーブルの議論中に、報告者の規定案には、中立国の軍艦、補助船舶、軍用航空機および補助航空機が交戦国の国際海峡と群島水域において通航権を引き続き行使する権利に関する規定が含まれていないことに気付いた。これは、重大な遺漏であると考えたので、この欠缺を埋めるためにパラグラフ26が採択された。

26・2 パラグラフ26は、中立国の軍艦、補助船舶、軍用航空機および補助航空機が、武力紛争中に、交戦国の支配下にある国際海峡における通過通航と無害通航、ならびに群島水域における群島航路帯通航と無害通航という平時の権利を失わないことを明らかにしている。中立国の軍艦と軍用航空機によるそのような通航は当然の権利であるけれども、用心のために中立国は、武力紛争時に発生する可能性のある確認、ミス回避のために、自国の軍艦と軍用航空機の通航を適切な時期に通知すべきであると、ラウンド・テーブルは考えた。したがって、義務的というよりもむしろ勧告的文言で、パラグラフ26の第二文を規定した。

26・3 ラウンド・テーブルは、海峡や群島航路帯の一部を構成しない交戦国の領海の部分において、中立国の軍艦が無害通航を行使する権利の問題についても簡単に討議したが、この問題に関する条文を作成しなかった。沿岸国は平時においてその領海の一部を一時的に閉鎖することができるので、武力紛争時には一層強い理由でそうすることができると考えたからである。

(54) 海洋法条約、前掲注(7)、第二五条三項。

26・4 このパラグラフの適用範囲に補助船舶と補助航空機を含めたことの説明については、パラグラフ19・4と23・3の注解を

それぞれ参照せよ。

### 通過通航と群島航路帯通航

27. 平時に国際海峡に適用される通過通航および群島水域に適用される群島航路帯通航は、武力紛争時においても引き続き適用される。一般国際法に従って採択された通過通航および群島航路帯通航に関する海峡沿岸国ならびに群島国家の法令もなお適用される。

### 注解

27・1 パラグラフ27の第一文は、通過通航権と群島航路帯通航権が、平時と同様に、武力紛争時においても引き続き適用されることを再確認している。この点で、それは、いく分パラグラフ23と26の繰り返しである。他方、第二文は、海峡沿岸国と群島国家が、一般国際法の下で認められた通過通航と群島航路帯通航に関する法令を制定するという一般国際法（すなわち、平時海洋法）によって付与された権能を引き続き保有することを再確認している。

27・2 ラウンド・テーブルは、海峡沿岸国と群島国家が制定することを許される法令は、海洋法条約に規定されたものと同じであることに意見が一致した。それは、国際海峡については海洋法条約の第四一条と第四二条、群島水域については第五四条に含まれている。

27・3 パラグラフ27は、重大な異論もなくラウンド・テーブルによって採択された。

28. 交戦国および中立国の潜水艦、水上艦および航空機は、通過通航権および群島航路帯通航権が一般的に適用されるすべての海峡ならびに群島水域の水中、水上および上空においてそれらの権利を有する。

### 注解

28・1 ラウンド・テーブルの意見が一般的に一致したのは、国際海峡での通過通航権と群島水域での群島航路帯通航権が、三つの通航形態——水中、水上、および上空——すべてを包含することであった。この解釈は、これらの制度が規律する水域での「継続的かつ迅速な」通過の「通常の形態」に関する海洋法条約の第三九条と第五四条の一般的に受け入れられている解釈と合致する。交戦国と中立国双方の部隊が通常一段と高まった即応体勢にある武力紛争時に、「通常の形態」とはどのようなものなのかについて、広範な議論がなされた。この議論の結果、ラウンド・テーブルは別のパラグラフ、すなわち左記のパラグラフ30においてこの問題に関する見解を示すことに意見が一致した。

29. 中立国は、通過通航権または群島航路帯通航権を停止させたり、妨害したり、または他の方法で害することはできない。

#### 注解

29・1 このパラグラフは、通過通航と群島航路帯通航の問題について、最初報告者の勧告の中で提案されたもの（上記パラグラフ23の注解を参照）以上に十分推敲して規定するというラウンド・テーブルの決定を反映している。このパラグラフの規定は、通過通航権と群島航路帯通航権に関して海峡沿岸国と群島国家が課す制限に対して海洋法条約の第三八条、第四二条、第五三条および第五四条が付与している保護を理解しやすく言い換えている。

29・2 パラグラフ29は、重大な異論もなくラウンド・テーブルによって採択された。

30. 国際海峡の水中、水上および上空において通過通航しているか、または中立国の群島水域の水中、水上および上空において群島航路帯通航している交戦国は、遅滞なく航行すること、中立の沿岸国または群島国家の領土保全もしくは政治的独立に対する武力による威嚇または武力の行使もしくはは国際連合憲章の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと、その他、敵対行動または通過に付随しない他の行動を慎むことを要求される。中立国の海峡または群島航路帯通航が適用される水域の

水中、水上および上空を通航中の交戦者は、航空機の離発艦、陣形を組んだ航行および音響・電子手段による監視を含む、その安全確保に必要な防衛的措置をとることができる。しかしながら、通過通航または群島航路帯通航している交戦者は、敵国部隊に対する攻勢行動を行ったり、避難場所としても作戦根拠地としても中立国水域を使用できない。

注解

30・1 このパラグラフは、オタワ会期で最も真剣に議論された規定の一つである。ラウンド・テーブルの参加者達の間で、通過通航中かまたは群島航路帯通航中に、交戦国の部隊や軍隊は、海峡沿岸国や群島国家に関してこのパラグラフの第一文に規定された方法で（そのような行動規則は、海洋法条約の第三八条、第三九条、第五三条および第五四条に由来している）、行動することが必要であるという一般的な合意があった。さらに、海峡沿岸国や群島国家の中立を尊重する義務を無視する敵対交戦国が通航中の部隊に対し不法な攻撃を行なう危険性があるので、通過中の部隊は、高度の即応体勢をとることが許されるべきであり、部隊や軍隊の自衛に必要な防衛的措置をとることも可能にすべきであるという一般的な合意が存在していたように思われる。ラウンド・テーブルは、通過通航に関して米国の作戦マニュアルが次のように述べていることに注目した。

「通過中の交戦国部隊は、航空機の離発艦、陣形を組んだ航行、および音響・電子手段による監視を含む自隊の安全確保に沿った防衛的措置をとることができる。交戦国部隊は、中立国の海峡を避難場所としても作戦根拠地としても用いることはできず、交戦国軍艦は、その水域において、交戦国の臨検および搜索の権利を行使することはできない。」<sup>(55)</sup>

(55) NWP 9, *op. cit. supra* note 4, para. 7. 3. 5. カナダのマニュアル、*op. cit. supra* note 8, para. 1511. に、同様の趣旨ではあるが、あまり明確でない規定がある。

30・2 しかしながら、ラウンド・テーブルの参加者の多くは、通過中の部隊、特に多数の艦艇から編成され、固定翼機や回転翼機を搭載した大規模な機動部隊による「防衛的措置」とはなにかという問題を検討する仮定のシナリオを提示した。引用された例として、次のものがあつた。

―機動部隊の一部が、海峡や群島の中立国水域内にあり、その外側にいる一部が、中立国水域の外側にいる敵対交戦国によって攻撃される場合。中立国水域内にある部隊は、反撃を開始することができるか。これは、防衛的措置として許されるか。

―中立国水域内の部隊や軍隊が、中立国水域の外側から長距離ミサイルを発射する部隊によって攻撃される場合。中立国水域内の部隊は、反撃を開始することができるか。これは、防衛的措置として許されるか。

―通過中の機動部隊を構成する軍隊中の一部隊で中立国水域の外に在るもの（通過中の部隊の一部ではない）が、中立国水域の外側にいる敵部隊によって攻撃される場合。中立国水域内の機動部隊は、攻撃されている部隊を支援するために航空機を發艦させることができるか。これは、防衛的措置として許されるか。

―通過中の機動部隊の前方で対潜水艦監視行動をしているヘリコプターが、機動部隊が現れたときそれを攻撃するために中立国水域のすぐ外側で待ち伏せをしている敵潜水艦を發見した場合。ヘリコプターは、潜水艦を攻撃できるか。これは、防衛的措置として許されるか。

30・3 ずいぶん議論した後、ラウンド・テーブルは、すべての不測事態に対応する規定を起草することはできないので、パラグラフ30で採択したようなより一般的な文言に依存しなければならないと決定した。注解の中でこれらの困難を明らかにすれば、シナリオの特殊な事態にその指針を連結させることなく、指揮官に何らかの指針を与えるのに役立つであろうと考えた。ほとんどの参加者の考えでは、重要な点は、作戦根拠地として中立国水域を使用するのを禁止することについて公正な解釈を下すことであつた。

#### 無害通航

31. 通過通航権および群島航路帯通航権の行使に加えて、交戦国の艦船および補助船舶は、パラグラフ19および21に従うことを条件として、一般国際法に従って中立国の国際海峡および群島水域における無害通航権を行使することができる。

注解

31・1 パラグラフ31は、中立国の国際海峡と群島水域における無害通航権が、海峡における通過通航権と群島水域における群島航路帯通航権と並行して、引き続き存在することを指摘している。

31・2 このパラグラフは、異論なく採択された。もつとも、いく人かのラウンド・テーブル参加者は、平時においてさえ、軍艦の無害通航が事前の許可または通報に従うという立場を維持している政府があることを、注解で明記するよう希望した。

32. 同様に、中立国の船舶は、交戦国の国際海峡および群島水域において無害通航権を行使することができる。

注解

32・1 パラグラフ32は、パラグラフ31の裏側であり、パラグラフ23と26とが対応するのと同じである。それは、平時に存在する国際海峡と群島水域における無害通航権が、海峡沿岸国や群島国家が交戦国であるとしても、海上の武力紛争時に中立国の軍艦に対し引き続き存在することを明らかにしている。

32・2 このパラグラフは、異論なく採択された。しかしながら、いく人かの参加者は、平時においてさえ軍艦の無害通航権が事前の許可または通報に従うという立場を維持している政府があることを、注解で明記するよう希望した。

33. 国際法によって若干の国際海峡に課される停止できない無害通航権は、武力紛争時においても停止することができない。

注解

33・1 パラグラフ33は、海洋法条約の第四五条に法典化されている若干の国際海峡における停止できない無害通航権が、海上の武力紛争時においても停止できないことを再確認している。この停止の禁止は、パラグラフ19によって強く暗示されていたけれども、このパラグラフはその禁止を明示している。

33・2 この規定は、特別の条約制度が武力紛争時に停止を許可している場合には、当該制度によって通航が規律されている海峡には、もちろん適用されない。

33・3 パラグラフ33は、異論なく採択された。

### 第三節 排他的経済水域と大陸棚

34 敵対行為が中立国の排他的経済水域内または大陸棚の上で行なわれる場合には、交戦国は、海上武力紛争法の他の適用可能な規則の遵守に加えて、沿岸国の権利義務、特に排他的経済水域および大陸棚の経済資源の探査および開発、ならびに海洋環境の保護および保存に妥当な考慮を払わなければならない。交戦国は、特に排他的経済水域および大陸棚に中立国が設置した人工島、設備、構築物および安全区域に妥当な考慮を払わなければならない。

#### 注解

34・1 このパラグラフは、パラグラフ12においてより一般的な文言で規定された交戦国の義務を詳細に述べたものである。パラグラフ12が、主権的権利、管轄権または一般国際法に由来するにかかわらず、中立国が何らかの形態の権利を享受している海洋のすべての区域において、中立国の正当な権利義務に妥当な考慮を払うよう交戦国に義務付けていることが想起されよう。排他的経済水域と大陸棚は、沿岸国が特に重要な経済的権利義務を有している区域であり、しかもその経済的権利義務はそこの敵対行動による中断または破壊に対して脆弱であるので、ラウンド・テーブルは、これらの権利に妥当な考慮を払う交戦国の特別な義務をより詳細に規定することが重要であると考えた。

34・2 一定の活動、設備、構築物などに関する交戦国の義務が、明示的に規定されているけれども、列挙が例示的で網羅的でないことは、「特に(*inter alia*)」という用語の使用によって明らかになっている。ラウンド・テーブルは、排他的経済水域と大陸棚に関する慣習国際法を法典化している海洋法条約の第五部と第六部に明示的に言及しなかったけれども、使用されている用語が海

洋法条約に由来しており、海洋法条約に照らして解釈されるべきであることは明らかである。

34・3 パラグラフ12の場合と同様に、「妥当な考慮」かまたは「尊重」のどちらかがパラグラフ34での交戦国の行為に適用すべき適切な基準なのかを決定するのは、ラウンド・テーブルの最終会期に委ねられていた。パラグラフ12・2の注解で述べた理由によつて、「妥当な考慮」基準が採択された。

34・4 ラウンド・テーブルは、オタワ会期で「ならびに海洋環境の保護および保存」という語句を括弧で囲んだ。このようにしたのは、海洋環境の保護と保存に対して沿岸国の特別な責任を認めつつも、ラウンド・テーブルが海洋環境の保護と保存に対して適用される規則について十分討議する機会がまだなかったからである。そのような討議は、後の一九九三年のジュネーブ会期で(訳注)行なわれた。その議論の結果、括弧が取り除かれて、交戦国が排他的経済水域内や大陸棚の上で敵対行動を行なつた場合には、交戦国は、当該水域における沿岸国の他の権利義務についてと同様に環境に対する沿岸国の権利義務についても同じ責任を負うというラウンド・テーブルの結論を示した。

(56) 海洋法条約、前掲注(7)、第五六条一項(a)(iii)。  
(訳注) Cambridge本には、この部分がない。

35・ 交戦国が中立国の排他的経済水域内または大陸棚上に機雷の敷設が必要であると考えられる場合には、交戦国は、その中立国に通報しなければならず、また特に、機雷原の規模および使用する機雷の種類が人工島、設備および構築物に危険を及ぼさず、そこへの出入を阻害しないよう確保しなければならない。さらに、中立国による当該区域の探査および開発に対する妨害を可能な限り回避しなければならない。海洋環境の保護および保存に妥当な考慮を払わなければならない。

注解

35・1 排他的経済水域と大陸棚での機雷敷設問題は、ラウンド・テーブルのいく人かの参加者にとって特別の関心事項であつた。

二、三の参加者は、中立沿岸国の排他的経済水域や大陸棚での機雷敷設をすべて禁止する規則に賛成であった。しかしながら、排他的経済水域と大陸棚は、交戦国の敵対活動に関する限り、公海と同じであるので、そのような区域での機雷敷設を完全禁止にすべきではないというのが、大多数の見解であった。すべての参加者は、機雷敷設が中立国の排他的経済水域と大陸棚における中立国の正当な活動に対して特別な危険を引き起こすことを承知しており、したがって、機雷敷設が行なわれたならば、機雷敷設国は機雷が沿岸国による当該区域の経済資源の探査と開発を不当に妨害しないよう確保するために特別の予防措置をとる義務を負うことに意見が一致した。

35・2 ラウンド・テーブルは、交戦国が中立国の排他的経済水域や大陸棚に機雷を敷設したならば、あらゆる場合に中立国に通報しなければならぬことが特に重要であると考えた。さらに、交戦国は、人工島、設備および構築物を危険にさらしてはならない。それは、絶対的な義務である。他方、中立国の資源の探査と開発への妨害を回避する義務は、相対的な義務であって、「可能な限り」妨害を回避することである。この「可能な限り」という表現は、交戦国が敵に対して敵対行動をとる権利と、他方では同時に沿岸国がその排他的経済水域と大陸棚の経済資源を開発する権利を尊重することとの間で、利害の均衡をとることを示している。特に機雷原の規模と使用する機雷の種類に注意が払われた。もっとも、「特に」という用語の使用によって、機雷使用の他の側面も考慮されなければならないことは明らかである。述べられてはいないけれども、そのような他の要素の中に、機雷使用の時刻と期間、敷設と掃海の方法、ならびに当該区域にある設備と構築物への出入航路の用意が含まれるであろう。

35・3 パラグラフ34の場合と同様に、オタワ会期は海洋環境の保護と保存に関する規定を括弧で囲んだ。パラグラフ34で括弧が取り除かれたのと全く同じ理由により、ジュネーブ会期において括弧を取り除くことが決定された。

35・4 海洋環境の保護と保全に対する交戦国の義務について「妥当な考慮」基準が採択されたことの説明については、パラグラフ12・2の注解を参照せよ。

#### 第四節 公海と国家管轄を越える海底

36. 公海での敵対行動は、国家管轄を越える海底および大洋底ならびにその下の天然資源の探査および開発の権利の中立国による行使に妥当な考慮を払って、行なわなければならない。

#### 注解

36・1 パラグラフ10の注解で指摘したように、ラウンド・テーブルは、海洋法条約の第八八条と第三〇一条が公海での海戦を排除しているとの提案を受け入れなかった。それにもかかわらず、排他的経済水域と大陸棚を越えた交戦国のそのような敵対活動は、海底における探鉱に従事する国家の活動や設備を危険にさらすことがあることを認めて、ラウンド・テーブルは、これらの活動が公海での他国による他の正当な活動と同一の保護を受ける権利があることを指摘する明示の規定を挿入することを希望した。しかしながら、そのような探査や開発が許可される（海洋法条約の第一一部の下であれ、その他なんらかの適法な機関の下であれ）利権区域は、敵対行動に関する限り禁止区域ではなかった。海底の探査や開発の活動が一の交戦国によって行なわれている場合には、それに関連して使用される船舶と設備は、マニユアルの第三部に含まれる基準によって決定される正当な軍事目標であるか否かに従って、攻撃目標を設定する規則に服することになった。

36・2 「深海底」における他国の活動と設備に関する交戦国の一般的義務についてのラウンド・テーブルのコンセンサスは、パラグラフ36に述べられている。

36・3 公海での交戦国の敵対行動に関して「妥当な考慮」<sup>〔訳注〕</sup>基準が採択されたこと〔訳注〕の説明については、パラグラフ12・2の注解を参照せよ。

〔訳注〕 この部分は「基準の採択の使用」となっているが、Cambridge本では、「採択」の語を削り、「使用」の語を残している。

37. 交戦国は、海底に敷設されているケーブルおよびパイプラインでもつぱら交戦国に貢献しないものに対する損害を回避するために注意を払わなければならない。

注解

37・1 パラグラフ37は、海洋のすべての部分の海底に敷設されているケーブルとパイプラインの保護に関するラウンド・テーブルの関心を反映している。しかしながら、ラウンド・テーブルは、一またはそれ以上の交戦国にもつぱら役立っているケーブルやパイプラインが正当な軍事目標になることを認める。